

平成26年6月18日（水）午前9時開議

議 事 日 程

日程第1 一般質問

○本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

○本日の会議に出席した議員

1番	堀	武	2番	くまがいさちこ
3番	西岡	一成	4番	庄田昭人
5番	森	治久	6番	棚橋敏明
7番	広瀬	武雄	8番	松野藤四郎
9番	広瀬	捨男	10番	古川貴敏
11番	河村	孝弘	12番	清水治
13番	若井	千尋	14番	若園五朗
15番	広瀬	時男	16番	小川勝範
17番	星川	睦枝	18番	藤橋礼治

○本日の会議に欠席した議員（なし）

○欠員（1名）

○本日の会議に説明のため出席した者の職・氏名

市長	堀	孝正	副市長	奥田尚道
教育長	横山	博信	企画部長	森和之
総務部長	早瀬	俊一	市民部兼 巢南庁舎管理部長	広瀬充利
福祉部長	高田	薫	都市整備部長	弘岡敏
調整監	渡辺	勇人	環境水道部長	鹿野政和
会計管理者	宇野	清隆	教育次長	高田敏朗

○本日の会議に職務のため出席した事務局職員

議会事務局長	田 宮 康 弘	書	記	泉	大 作
書	記	今 木 浩 靖			

開議の宣告

○議長（若園五朗君） おはようございます。

本日は議会に傍聴に御来場いただきまして、まことにありがとうございます。

これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

日程第1 一般質問

○議長（若園五朗君） 日程第1、一般質問を行います。

個人質問の通告がありますので、順番に発言を許します。

4番 庄田昭人君の発言を許します。

庄田君。

○4番（庄田昭人君） おはようございます。

議席番号4番 庄田昭人です。

傍聴者の皆さんには早朝よりお越しいただき、まことにありがとうございます。

それでは、議長のお許しをいただきましたので、質問をさせていただきます。

本日の質問は4項目、財政状況と財政計画について、側溝清掃への負担について、買い物支援サービスについて、各団体への補助金について。

今回の質問テーマは、子供たちや孫に大きな負担をさせないためにといたしました。このことは、今何を考え、何を取り組んでいかなければならないのか、立ちどまってでもより検討をしなければならぬときではないかと考えます。

この立ちどまらなければならぬ状況は、計画的でなかったのではないのでしょうか。これよりは質問席にて質問をさせていただきます。

（仮称）大月運動公園の整備計画については、なぜ広大な土地があるのか。そのそもそもは、平成4年、巢南町第3次総合計画巢南タウンセンター役場周辺地区整備事業として位置づけられ、西地区特定環境公共下水道事業終末処理設置を大月地区へ打診し、承認の条件として町営土地改良事業が計画実施された。町営土地改良事業採択申請に当たり、巢南町総合計画に位置づけられるタウンセンター構想の用地確保を事業の中で計画し、認可された。しかし、特定環境公共下水道事業は、底地買い上げが事業の採択の条件であったため、用地は買収したが、タウンセンター構想の用地は財政的に困難であったため、将来的に買収することで借地とした。当時も財政的困難で進められ、借地料を払い続け、監査の指摘を受けた土地である。

この計画については、市の財政を考慮して、今後の財政負担とならないように、子供たちの健全育成や市民の健康増進への場となるようにと考え、市長の所信表明の中でも、将来の瑞穂

市を見据えた建設的な見地からの御意見、御提案と言われております。

議会報告会においても、運動公園の希望や下水道事業推進の意見もあったが、どのような方向性を持っているのか、さらに広大な土地利用について、教育委員会だけでなく、白紙にして、より多くの意見を聞きながらも、基金の積み立てや今まで借地料として払っていた分の積み立てや、この土地についての利用法を検討するべきでないのか、お伺いをいたします。

○議長（若園五朗君） 高田教育次長。

○教育次長（高田敏朗君） ただいまの庄田議員の御質問にお答えをいたします。

現在、大月地内にある多目的広場の整備につきましては、先ほども庄田議員が述べられたとおり、瑞穂市第1次総合計画の西部多機能拠点整備事業におきまして位置づけられているものであります。

市といたしましても、今後事業を進めてまいりたいと考えております。

今後の進め方といたしまして、スポーツ団体からの意見聴取だけでなく、社会教育、福祉、文化関係など、枠を広げて意見聴取をしてまいります。

また、周辺施設の状況や事業地の形状等を踏まえた利活用方法を幅広く市民の皆様から御意見をお聞きするためパブリックコメントを実施し、この実施に当たり、広報紙やホームページ上のお知らせに加えて、各施設においての周知を図り、できる限り多くの御意見を聴取したいと考えております。

このようにしていただいた団体の意見や市民のニーズ、さらにまちづくりに関する市民アンケートの結果や行政報告会アンケートの貴重な御意見を取り入れながら進め、市としての試案を作成し、再度その試案策に対しての意見聴取を行いたいと考えております。

市としましては、市民と一体となりながら、子供からお年寄りまで集える施設づくりを進めていきたいと考えております。施設概要が決まりましたら、可能な限り財政の負担とならないように、合併特例債や各種補助金の活用を考えてまいりますので、御理解をいただきたいと思っております。

〔4番議員挙手〕

○議長（若園五朗君） 庄田昭人君。

○4番（庄田昭人君） 枠を広げ、検討していく、市民ニーズを取り入れながら進めさせていただくということでありました。また、財政の負担とならないようにということでお伺いをしております。

企画部のお考えはいかがでしょうか。

○議長（若園五朗君） 森企画部長。

○企画部長（森 和之君） 庄田議員の財政状況と財政計画の質問にお答えをいたします。

昨年の12月議会において、（仮）大月運動公園整備計画に係る財源計画の御質問において、

国や県の補助金、あるいはスポーツ振興くじの助成金などを優先に考え、その残りといいますか、合併特例債を充てているというような答弁をさせていただいたところでございます。

また、3月議会において、予算案の減額というところで、現在のところは何も進展をしていないという状態となっております。

今後の進め方については、先ほど教育次長からの答弁のとおり、市民の皆さんや各種団体の皆さんからのパブリックコメントとして意見をお聞きするような手はずとなり、市のホームページ、広報「みずほ」などでも周知することとしています。

この大月地区の整備と生津スポーツ広場は、旧町の合併協議会の協議事項がそのまま瑞穂市に継承しているものでございます。生津スポーツ広場が整備された現在においては、大月地内における長年の遊休地とも言われているこの用地の活用の仕方をどう考え、整備していくということは、市の責務ではないかと考えております。これにつきましては、議員の皆様方も同様の御意見であると思っております。

御質問にありました財政上どう考えるかということですが、御質問の基金への積み立てについてであります当初予算でお示したとおり、本事業の財源はスポーツ振興くじの助成金と合併特例債が主なものであります。

さきの3月議会の総務委員会でも、市債を原資に積み立ててはというような御意見もありました。合併特例債を基金として活用することは、本来の目的に反するためできないということになります。

平成25年度における決算剰余財源については、下水道対策基金への積み立てや繰り上げ償還に充てるものになります。また、一部には平成26年度の予算の財源として充てていますが、残りを大月地区の整備のために基金とすることも検討をしなければなりません。

今後とも市民の皆様方から意見を聞き、この計画がどのような計画になるかということを見守っていきたいと思っておりますので、よろしく願いをいたします。以上で答弁とさせていただきます。

[4番議員挙手]

○議長（若園五朗君） 庄田昭人君。

○4番（庄田昭人君） 大月への整備基金等も検討するべきと。さらに、周知のほうも徹底していただきたいと思っております。

これは、多くの市民のニーズ、またすごいそれぞれの市民の声である。伺ってほしい。今後どうするのかということも議会報告会でも言われておりますので、よろしく願います。

さらに、各施設の老朽化対策については次期総合計画ということがありますが、各施設の老朽化対策については、延命させるのか、先延ばししてしまうのか。教育委員会の学校長寿命化維持計画を作成する段階でも2,000万円の費用が使われ、さらに生涯学習課学習施設維持管理

計画は、昨年の事業ヒアリングにも26年から40年度の計画となっているということになっているが、この学校維持計画についてはどのようにお考えなのか、お伺いをいたします。

○議長（若園五朗君） 高田教育次長。

○教育次長（高田敏朗君） 学校等の長寿命化計画についてですが、教育委員会としましては、先ほど議員が言われたとおり、平成23年度に小・中学校等施設の長寿命化を目的とするために、まず義務教育施設である市内の幼・小・中学校の11施設と合わせて保育所の9施設に対して調査をして、平成25年度を初年度とする小・中学校等の維持管理計画を策定しました。

ただ、15年という長期計画となるため、国の財源等、それから社会情勢を踏まえ、先5年間を重点検証期間として毎年見直しを行い、議会にお諮りしているところであります。

計画の現状については、25年の見直し点につきましては、平成25年度には、まず児童・生徒の安心・安全な施設として、平成25年8月に文部科学省より示された基準を踏まえて、穂積中学校の卓球場、穂積北中学校の柔剣道場、ほづみ幼稚園遊戯室の天井耐震化改修を追加しました。さらに、児童・生徒の生活空間の改善として、27年から3年間で全小・中学校の普通教室、それから特別教室のエアコンを追加し、またトイレの洋式化についても、残りあと4校となっておりますので、これについても大規模改修に合わせて計画を見直しております。

しかし、国の補助金施策に関しまして、常に内容が変わっていきますので、今後も国の施策の動向を見て、見直しをかけていくこととしております。

また、生涯学習施設の維持管理計画につきましては、平成24年度に生涯学習施設8施設が常に安全で快適な建物として利用していただけるようということで、こちらのほうも維持管理計画を策定いたしました。

この計画につきましては、貸し館業務に支障を来す設備や危険性のある外壁補修等を優先に、防災面、環境面にも配慮したものであります。

今年度は、総合センターサンシャインホールの照明操作卓、それから市民センター大ホールの音響設備改修等を行います。今後も施設の財政や状況を踏まえて、柔軟性を持って進めてまいりたいと考えております。以上です。

〔4番議員挙手〕

○議長（若園五朗君） 庄田昭人君。

○4番（庄田昭人君） 安全に利用できるよということ、本当にきちっとこの寿命を長寿命化するのか、先延ばししてしまうのか、本当に大事な、考えなければならない時期であると思いますが、また、先ほど次長が言われたように、財政状況等を踏まえて検討するべきという答えであります。企画部としてはどのようなお考えをお持ちでしょうか。

○議長（若園五朗君） 森企画部長。

○企画部長（森 和之君） 老朽化対策の御質問ですが、先ほど教育次長から学校の長寿命化計

画、また生涯学習施設の維持管理計画についての答弁がございましたが、この老朽化対策であります。国のほうでは学校の施設だけではなく、全ての公共施設に対して公共施設等総合管理計画の策定依頼が来ております。

それによりますと、今後10年間の計画を3年以内に策定するようになっております。教育委員会におけるこの計画もこれに組み込まれ、一元的な計画として、この計画の中で報告することを考えております。

公共ファシリティーマネジメントと言われるものがあります。効率的な行政活動を行えるようにするために、建物、設備、人員などを総合的に管理するという意味になります。

先ほど庄田議員が言われました、次世代に負担だけを先送りすることのないように、公共施設の有効利用も民間の活力を取り入れたり、再配置などで将来にわたり必要な機能を集約していく視点もこの公共施設総合管理計画の中には考えていかなければいけないことと考えております。そのあたりについても、先ほど庄田議員が御質問のとおり、瑞穂市では、今年度より次期総合計画の策定に着手しております。これらを相互に関連づけながら進めていきたいと考えています。

総合計画につきましては、さきの3月議会でも、この議会でも一般質問がございますので、その内容につきましては、現時点でお答えできる範囲内、そちらで回答させていただきますので、御理解をよろしく願いをいたします。以上で答弁とさせていただきます。

〔4番議員挙手〕

○議長（若園五朗君） 庄田昭人君。

○4番（庄田昭人君） 公共施設として、しっかりと次期計画を立てていただき、策定を求めていきたいと思っております。

また、この重点検証期間として毎年見直されるような公共施設でありますので、それも一元的にしっかりと今後の計画を取り組んでいただきたいと思いますと思っております。

では、次の質問に移ります。

側溝清掃への負担については。

先日の日曜日、私の自治会では側溝清掃が実施され、私も側溝のふたを上げ、消火ホースを使い、清掃いたしました。その後、腰痛となり、湿布を張ることとなりました。

自治会では、参加者の少ないところや、側溝のふたを上げなければならない力の要る清掃作業はできない方や、側溝清掃でない自治会の方がお手伝いできないのか、ふたを軽いものできないのか、行政で行えないのかなどと聞くことがあります。

各地域でどんな形で行われているのか、水路清掃や側溝清掃へはかなりの負担があるが、地域でどんな意見があり、取り組み方を行っているのか。水路についての負担を見直す時期ではないか、お伺いをいたします。

○議長（若園五朗君） 弘岡都市整備部長。

○都市整備部長（弘岡 敏君） 庄田議員の御質問にお答えいたします。

まず自治会の皆様には、市内の側溝、水路清掃につきまして大変御理解と御協力をいただいております、この場をかりて厚くお礼申し上げます。

現在、瑞穂市では、下水道の整備が十分でなく、多くの地域で未整備となっております。その地域にあつては、家庭からの雑排水、生活排水等により側溝や水路に汚泥が堆積しているため、その地域に住む人が主体となって、道路側溝や水路清掃をしていただいているのが現状でございます。

今年度につきましても、自治会長総会等々でもお願いしておりますが、水路清掃活動については、側溝ふた上げ機の貸し出し、汚泥の処理でのダンプトラック、積み込み機の提供を行って、地元負担の軽減を進めておる次第でございます。

平成25年度の貸出数の実績を申し上げますと、自治会申込数は85件ございました。ダンプトラックに関しましては125台、ショベルカーが38台、バックホー21台、ふた上げ機43台との実績でございます。いつでも準備をいたしますので、御活用いただきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

また、市といたしましては、水路の複断面化の要望、プレハブ水路の中にコンクリートを打設し、水路断面を小さくして流速を早め、水路の堆積物を少なくする工法でございますが、昨年は16カ所の工事を行っております。また、水路には泥だめのピットを設置してあり、市内全域79カ所、年間で3回清掃を行っております。また、危険な箇所は道路横断側溝や道路横断の暗渠の部分についても、市での対応でしております。

ほかに要望といたしましては、グレーチングがないから、設置要望。また、先ほど議員の方からも言われたとおり、高齢化が進み、水路、側溝清掃を市で行ってくださいとの要望も数件あり、先ほども申し上げましたように、水路、側溝に皆さんの生活雑排水が流れるものでありますので、皆様の協力のもと、清掃活動を行ってもらっていることと、構造物管理は市が行っている役割分担を説明申し上げ、御理解と御協力をお願いしておる次第でございます。

今後もお世話になりますが、一つのコミュニティーの場として、また側溝や水路を極力汚さない意識の向上として、御理解と御協力をお願いする次第でございますので、よろしく願いいたします。

〔4番議員挙手〕

○議長（若園五朗君） 庄田昭人君。

○4番（庄田昭人君） 先ほどの1番の質問の中に、財政状況の中で、議会報告会においても、運動公園の希望や下水道事業推進の意見もあったが、どのような方向性を持っているのかという問いには答えていただいております。そこで、1番と今のこの水路清掃について、先ほど

の弘岡部長の答弁の中においても、あわせてもう一度お伺いをいたしたいと思いますが、水路清掃ということで、弘岡部長の答弁の中にも、家庭からの雑排水、側溝や水路に汚泥が堆積しているためと言われました。その主体的な清掃活動を市民の皆様に協力を願いたいという答弁でありました。このことについては、先ほど下水道事業の意見、また方向性についてはどうであるのかということをお伺いいただきましたが、この下水道事業のおくれが、さらに市民の負担を長くしてしまっているのではないかと。

瑞穂市には、下水道プロジェクトチーム設置要綱が平成20年9月19日に施行されているが、機能しているのか。やはり下水道事業を早期に解決しなければならないのではないかと。そのプロジェクトチームが機能し、その要綱によると、プロジェクトチームのチーフは副市長とするということもある。要綱設置からどれだけの会議、検討されたのか、鹿野部長、よろしく願います。

○議長（若園五朗君） 鹿野環境水道部長。

○環境水道部長（鹿野政和君） 今の庄田議員の御質問にお答えします。

新たに下水道事業につきましては、議員御存じのとおり、現在下水処理場を適地といたしました牛牧地区の方に御説明を直接市のほうからさせていただいておるような現状で、自治会を初め、地権者の皆様にもぜひとも御協力いただくよう、御理解いただくよう今努力しているところでございます。

直接、今御質問にありましたプロジェクトチームにつきましては、候補地を最終的に決めました23年の12月を皮切りに、下水道事業を具体的に進めようということで、これは24年の6月1日に開催しております。これは副市長をチーフといたしまして、私、それから企画だとか総務部長、それから建設関係の都市整備部の部長、課長というところで委員として行っております。

これら下水につきましては、汚水だけではなく、雨水の整備も同時に整備する必要があるということで、このプロジェクトチームで積極的に下水を推進しようというような市、町内の一事業化だけじゃなくて、全体で協力して推し進めようというところをつくったものでございます。

これにつきましては、今議員御指摘のとおり、事業がなかなか進まないというところで、プロジェクトチームにつきましては、現在のところは1回開いただけで休眠状態でございますが、この下水道事業が本格的に動き出したところになりますと、やはり雨水事業につきましても都市整備との協議、また企画につきましては財政ですね、これにつきましては特に大事だと思いますので、このあたりも財政側からもやはり目を光らせていただくということを協議する必要があると思いますので、この辺は実際にもう少し動き出してから、またプロジェクトチームのほうは進めていきたいというふうに今考えておるところでございます。

[4 番議員挙手]

○議長（若園五朗君） 庄田昭人君。

○4 番（庄田昭人君） 下水道事業については、計画的にしっかりと取り組んでいただきたい。

また、推進計画もあるようでございますので、また地域の皆様に御理解をいただく丁寧な説明も必要だと思います。また、このプロジェクトチームの設置要綱でございますので、しっかりと、きちっと積極的に協力し合って、部内でもこのプロジェクトチームの設置要綱にありますように、瑞穂市の下水道事業を積極的に推進するとともに、円滑かつ効率的な執行を図ることを目的とするという設置をされておりますので、どうか、さらに協力し合って進めていただきたい、そう願っておるものでございます。

では、また各地域で行われている側溝・水路清掃については、どのように行われているのか、お伺いをいたします。

○議長（若園五朗君） 早瀬総務部長。

○総務部長（早瀬俊一君） おはようございます。

先ほど議員のほうから、自治会のほうでこんな要望があるがということをおっしゃいましたが、私どもも自治会のお世話をさせていただいているのが総務課でございます。ただいま御紹介のあったような御意見が幾つかあります。

先ほど都市整備部長のほうから話がありましたが、大体85件ほどの申請があるよということです。今現在98の自治会がございまして、自治会で清掃活動をいろんな方法でやってみると。ほとんどの自治会がやってみると。そのほかにも、校区の活動として清掃活動は実施されておると思います。

校区の活動につきましては、多分ごみ拾いレベルだと思いますけれども、自治会での活動については、やっぱり側溝を上げてやってみるところから、オープン水路の泥だけをどけようかということまで、千差万別のような気がいたします。ただ、現実、各自治会における高齢化率が非常に上がってきておるものもありまして、参加をされる方が日々年とった人ばかりだということもございますし、その分若い人への負担、それからいろんな事故やけが等がございまして、23年度からおおむね2人ずつがこの自治会の活動の給付金を使ってみえると、お見舞いですね。今年度については3人の方と。そして、毎年骨折というより、だんだん重症化しているという、そんなことも気にかかるところでございます。

そんな中で、情報につきましては都市整備部のほうへいろんな情報を上げておりますし、自治会の総会の席上においては、清掃の仕方についても十分見直しをしていただいて、担当課とも調整をしがてら、少しずつ検討をしてほしいと、その旨をお願いしているところでございます。以上でございます。

[4 番議員挙手]

○議長（若園五朗君） 庄田昭人君。

○4番（庄田昭人君） 高齢化が進み、けがによる生活への負担が不安とならないようにお願いするところであります。

先ほどの答弁にも、給付金を使われた方が数名おられるということでございます。さらに、骨折をされたということにおいては、本当にその自治会、また本人にとってもかなりの心身的なことで、日常生活にも不安を、また支障を来したのではないのでしょうか。

またこんなことについても、しっかりと今後も検討していただき、市民の負担を軽減するように、またお願いしなければならないところをお願いしなければならないとすることも理解できますので、どうかよりよい御検討をいただき、市民の負担、またニーズをしっかりと把握をしていただきたいと思います。

また、下水道事業推進についても、先ほどのプロジェクトチームをさらに御検討いただき、しっかりと進めていただきたいと希望するものでございますので、どうか26年度には前向きに進行、推進できますようお願いを申し上げます。

次の質問は、買い物支援サービスについてでございます。

私の住む本田団地においても、近くのスーパーが閉店をされてしまいました。夕刻には多くの来店者もあったように思います。近所での買い物が不便になったことは事実であります。

昨年の6月、本年の3月にも、地域の支え合い活動である買い物支援サービスについて質問をいたしました。老人福祉計画の改定の年と答弁されましたが、どのような買い物支援サービスについて研究をされたのか、お伺いをいたします。

○議長（若園五朗君） 高田福祉部長。

○福祉部長（高田 薫君） 買い物支援サービスについてのお答えでございますが、3月議会におきまして、平成26年度に瑞穂市社会福祉協議会が買い物支援サービスのモデル地区を計画しているということをお伝えいたしました。

その瑞穂市社会福祉協議会では、県社会福祉協議会の補助金事業を活用いたしまして、車を購入し、自治会が事業の運営を協議し、実施するという内容で、市内の中で、高齢化率が高く、高齢者自身がシルバーカー等で買い物に行くことが困難な地域をモデル地区に指定しようということで動いております。

社協は、このモデル地区につきまして、高齢化率及び店舗の有無を考慮し、本田団地及び牛牧団地として、5月15日に本田団地連合会長及び各自治会長に事業説明会を開催したところでございます。

そこでは、まずアンケート調査を実施するという事になったそうでございます。現在、アンケート項目を協議しているというふうに聞いております。また、牛牧団地につきましても、今後説明会を実施する予定と聞いておるところでございます。

ちなみに、本田団地の高齢化率は38.92%、牛牧団地36.46%と、この2地域、コンビニとか、限定した商品を近所まで売りに来てくれるサービスがあるということではございますが、近くに日用品、食料品を買う店がなくなったということから、地域住民の方からもこうした支援への声があるというふうに聞いておるところでございます。

社協では、今後アンケート結果が出ましたら、それを分析し、先進地でございます大垣市の上石津地区の実施しております事業を視察いたしまして、社協と自治会とで事業計画、要綱を策定の上、その後、車を購入し、研修会を実施され、来年3月までには開始できるように計画をしているということでございます。

また、社会福祉協議会におきましては、この事業を高齢者の生活を地域ぐるみでさまざまな形で支え、助け合えるような市民参加による地域コミュニティーの一つとして捉え、これがきっかけとなり、地域で考え、地域で支え合う基盤となる地区社協の構築推進の事業にもというふうに考えておるところでございます。

こうした考えにつきましては、地域包括ケアシステムにもつながる取り組みでございますので、新たな地域資源として市としても期待をするものでございます。

ちなみに、もとす広域連合におきまして、ことし1月から2月にかけて、広域管内の2市1町で65歳以上の方、要介護認定者、介護支援専門員、サービス提供事業者などを対象にアンケートを実施しております。このアンケートの詳細な結果はまだ出てきておりませんが、このアンケート項目の中に、あったらよいと思う、利用したいと思うサービスという項目として、食べ物、日用品などの買い物をしてくれるサービス、食べ物、日用品などを家の近くまで売りに来てくれるサービス、日にちを選んで、食事を配達してくれるサービスなどという調査項目が入っております。

瑞穂市におきましては、この調査項目の結果報告が出ましたら、これを参考にしながら、団塊の世代が75歳以上となる2025年を見据えました介護保険事業計画との整合性と地域包括ケアシステムの構築とも連携させながら、高齢者の在宅生活を支えるための生活支援サービスの充実と提供体制への支援、高齢者の社会参加、社会的役割を持つことへの意識の向上など、地域住民の参加による地域づくり体制の支援についても、これから計画策定の過程で詰めていくところでございます。以上でございます。

[4番議員挙手]

○議長（若園五朗君） 庄田昭人君。

○4番（庄田昭人君） 地域の支え合い活動である買い物支援サービスについて、本日、家を出ようとしたときの回覧板に回ってきたのが、この事業の説明会でありました。本当にきょう質問しようとしたことが、この本田団地の説明会があるよというような回覧が回ったことでありましたので、こんなに早く回るもんだなあというような、たまたまのタイミングでありました。

この地域で支え合う事業については、また高齢者の在宅生活を支えていただくものについて、さらに買い物だけではなく、ごみ出し、それぞれの困っている部分についても検討をいただき、地域で支え合う事業として、さらに構築をお願いするものであります。さらに、いろんな補助金等も使いながら、有効な利用をお願いしたいと思っております。

それでは、次の質問に移らせていただきます。

各団体への補助金についてでございます。

昨年、この補助金については、各団体がどのように取り扱っているのか、また会計監査からの指摘について、どのようなものであるのかというような問い合わせが私のほうも耳にしております。その各団体が混乱した原因について、本年度、各団体の地域活動やその補助金について、平成25年度の精算状況についてお伺いをします。

○議長（若園五朗君） 森企画部長。

○企画部長（森 和之君） 庄田議員の各団体への補助金の質問にお答えをいたします。

平成25年度の各団体への補助金の精算状況については、決算審査前につき、まだしっかりと取りまとめが済んでおりませんが、御質問の本意である精算状況とは、精算により返金があった団体を言われていると思いますので、各部署へ照会したところ、おおむね20団体が精算により返還をしております。このほとんどの団体が、自主財源が全くない団体から、自主財源が10%未満の団体がほとんどございまして、補助金が主体で運営している団体となっております。

平成24年10月に作成をいたしました瑞穂市の補助金交付指針は、平成23年度における包括外部監査、補助金等の執行状況において、補助金の適正な取り組みが不十分であるという指摘を受けたことを踏まえて、企画財政課が先進事例を参考に指針を定め、庁舎内で統一を図り、運用してきたところでございます。しかしながら、それぞれの補助金交付団体の運営状況は様ではなく、まちまちであるために、返金の対応においては混乱を来すことになってまい、申しわけなく思っておる次第でございます。

以上、精算状況の答弁とさせていただきます。

[4番議員挙手]

○議長（若園五朗君） 庄田昭人君。

○4番（庄田昭人君） では、今のことを踏まえまして、補助金についての指針の考えと会計監査の意見、そして今後の考え方についてお伺いをいたします。

○議長（若園五朗君） 森企画部長。

○企画部長（森 和之君） 御質問の補助金交付指針の策定の目的や考え方というのは、包括外部監査に対応するものになりますが、その考え方としては、補助金は何に使ってもいいわけではなくて、団体を運営していくために必要とされる事業への補助、事業補助を第一に考え、転

換していきたいという趣旨のものになっております。

また、補助金交付団体で、余剰金が過剰に繰り越されているようなことに対して、精算し、返金することで適正化を図るものでございます。

これは、繰越金と積立金の関係性がはっきりしていない部分もあったり、結果的に市が交付した補助金が、繰越金や積立金にも充てられてしまっているようなケースもあることからなります。ただし、次年度の当初に係る必要な事業費、運転資金については、繰り越すことを認めております。これにつきましても、具体的に補助金交付額の何割といったような一律の基準を設けるような意見もありましたが、先ほど申しましたとおり、補助金の交付団体の運営状況により運転資金の持ち方が異なるというような事情もございますので、一律の額ではなく、状況把握に努めながら、個々の事情に応じて対応していくものとなりました。

返金した金額の中に、会費等に係る部分が明確に判断できるような場合においては精算の対象外とすることとしていますが、これを明確にするには、より補助金の交付団体の運営状況の把握が必要となり、交付団体自身も会費等を何の目的で、どのような基準で集めているかというようなことまで深く理解をしていただくことが必要となり、容易でないというふうに考えております。

この考え方には、本来補助金は、公益性がある団体が会費等の自主財源だけで運営することが困難であるため、その不足する部分に補助金を交付するという考え方に基づくものでございます。

御質問の会計監査の意見といたしますか、監査委員会では、自治法に規定しております地方公共団体は、住民の福祉増進に努めるとともに、最少の経費で最大の効果を上げるという観点や、地方財政法に規定している地方公共団体の経費は、目的を達成するために、最小限度を超えて支出してはならないというような規定を踏まえた補助金の交付執行に努めるというような意見であると理解をしております。以上で答弁とさせていただきます。

〔4番議員挙手〕

○議長（若園五朗君） 庄田昭人君。

○4番（庄田昭人君） 積み立てについてや繰り越しについては、各種団体さまざまである繰り越しについてのそれぞれの団体の決め事、基準などが必要であるというような答弁でありましたが、記念事業に対しての積み立てについては困難であると指針でも言っておりますが、今後の市の考えはどのようになっているのか、お伺いをいたします。

○議長（若園五朗君） 森企画部長。

○企画部長（森 和之君） ただいまの御質問の周年事業や記念事業への積み立てというのは認めておりません。この考え方は、目的、必要性に応じて、その実施する年度の事業補助、当該年度分として捉えております。そして、補助金を通年分のものと別に、臨時分ということで予

算措置をするようにしております。

例えば、今年度もある団体への補助金に対しては、大会運営などに係る臨時分を加算して、通年分と合計で当初予算に措置しておるものもございます。周年事業、記念事業などで、例年以外の行事等で大きな事業がある場合には、財源が不足し、補助を希望されるようなことがございましたら、事前に担当課に相談をされ、補助することが妥当であると判断できる場合には予算措置をしていきたいと考えております。ただしですが、当初から補助金ありきのような事業計画では十分と言えない部分もあるということをつけ加えさせていただきます。

なお、この補助金の交付に係る全般のことですが、単年度で見るとも必要ですが、継続性をもって対応していくということを庁舎内で進めてまいりますので、御理解のほど、よろしくをお願いいたします。

[4番議員挙手]

○議長（若園五朗君） 庄田昭人君。

○4番（庄田昭人君） 3つにわたって、この補助金について質問をさせていただきました。25年度の精算状況について、会計監査の意見について、記念事業、周年事業の積み立てについてということでありました。

また、一番最初に質問させていただいた25年度の精算状況について、おおむね20団体が返還、それも助成金が10%未満のものである。このことについては、私の聞いている部分について、今の答弁とは少し違っているようなことであります。明快な答弁ではなかったなあということですので、今後さらに調査をして、伺いたいと思っております。

さらに、周年事業の積立金については、補助対象外経費であることは確認できました。このことについても、それぞれの周年事業については、年度事業臨時分としてつけさせていただくという答弁でありましたので、このことについては、さらに記念事業は別途に予算措置をすることになるということで、確認をさせていただいてよろしいのでしょうか。

○議長（若園五朗君） 森企画部長。

○企画部長（森 和之君） はい、議員おっしゃるとおり、そのように予算措置は進めてまいりますので、よろしくをお願いいたします。

[4番議員挙手]

○議長（若園五朗君） 庄田昭人君。

○4番（庄田昭人君） ただいまの周年事業についての積立金については、年度事業臨時分で交付していただける、この目的については指針にあるように、やはりきちっとしたもの、周年事業に関するものの事業として、この資料の指針に関する学術、また学科振興を目的とする事業、文化及び芸術の振興を目的とする事業などというような、きちっとその基金が色をつけられたものに関して補助をしていくものだと思っておりますが、その記念事業についても、しっかり

と予算措置をしていただきたいと思います。

しかし、監査報告の言葉の中で、先ほども森部長が言われました厳しい財政状況の中で、補助金事業についての必要性、効果をいま一度検証され、少ない投資で最大限の効果が得られるような補助金の算出根拠も含め、検討されたいという監査報告の言葉でありましたが、その前の一文について、実績報告によると、書類確認がほとんどであり、これは監査報告の文章でございませう。記載事項の内容では、判断が困難なものや、収支報告が適切でないものがある。したがって、記載内容の適切な指導と随時に現地への履行確認に努められるとともに、繰越金額の多い補助事業に対しては、適正な補助事業執行の確認に努め、補助金額の削減の可能性等も検討されたい。ということは、今回の自主財源の補助金について検討ということは、削減を検討することではなかったのでしょうか。厳しい財政状況の中でありませうので、ここを検証されるべきではなかったのではないかと。

今、補助金事業について、自主財源の中で、記念事業については別途予算をしていただけるということについては、各団体、大変喜ばしい言葉ではありますが、会計監査は、本来この見直す部分は、削減を目的としたのではないのでしょうか。数年前に3%カット、一律カットということが行われましたが、しかし、今回の算出方法については、会計監査としては適切でないものがあるよ。その検討を見直しなさいと言っている割には、削減ありきではなく、事業をきちっと財布の中で、自主財源の中でという色分けをしたなら補助金を出すよということでありませう。そこは確認をさせていただきましたので、今後もきちっと、今答弁をされたように進めたいと、そんなように考えさせていただきます。

監査報告は監査報告、市の考えは市の考えということで確認をさせていただきましたので、よろしくお願ひします。

今回の質問テーマは、子供たちや孫に大きな負担をさせないためにとさせていただきます。今後、数年、今何を考えなければならないのか、何を取り組んでいかなければならないのか、このテーマでございました。立ちどまってでも、より検討しなければならないときではないかと考えませうので、無理、無駄のない行政運営をお願ひしたいと思ひませうので、よろしくお願ひします。

これもちまして、私の質問を終わらせていただきます。

○議長（若園五朗君） 4番 庄田昭人君の質問を終わります。

3番 西岡一成君の発言を許します。

○3番（西岡一成君） 改革の西岡一成でございます。

私は、2点にわたり執行部の見解をお伺ひしたいと思います。

1点目は、市長の所信表明について、2点目は、市街化調整区域及び農振地域における諸手続についてお尋ねをいたします。

大変、私うっかりしておりまして、あしたの1番バッターで一般質問をやるんだと自分で思い込んでおりまして、くじが6番でしたので、5人、5人だからあしたの1番だと思って、きょう具体的な質問についてはまとめるつもりだった。ですから、今の頭の中は、あっち行き、こっち行きして、全然広がっておりませんので、執行部には大変迷惑かけるかと思いたすけれども、ひとつよろしくお願いをしたいと思いたす。

じゃあ、質問席で質問いたします。

まず1点目でございます。市長の所信表明につきまして、（仮称）大月運動公園整備事業の今後の方向性について、次のように述べられております。

さきの定例会において上程しました（仮称）大月運動公園整備事業については、議会の御理解が得られず、当初予算案が修正され、実質白紙状態となっております。この問題については、住民投票条例制定に係る直接請求に御署名された皆様の御意見も踏まえ、現在再度見直しを行っており、子供からお年寄りまで集える場所を、議会、市民の皆様の御意見を聞きながら進めてまいり所存であります。どうか議員の皆様におかれましては、市政全般を俯瞰した上で、将来の瑞穂市を見据えた建設的な見地から御意見、御提案をいただけますよう切にお願いを申し上げる次第であります。こういうふうに述べられております。

この（仮称）大月運動公園整備事業に対して、私どもはその是非を問う条例制定の直接請求運動を提起させていただきました。約4,000名の皆様方が、1カ月という短い期間の中で署名を集めていただいたわけでありましてけれども、大変住民の皆さん方のこの事業に対する関心の高さ、8億9,000万円もの予算を投入する内容に対する関心が非常に高かった。そして、エネルギーをすごく持っておられるなあということを実感した次第であります。

そこでお尋ねをいたしますけれども、まず1点目は、現在、再度見直しを行っておりということでありましてけれども、何をどのように見直しをされておられるのか、具体的に明らかにしていただきたいと思いたす。そして、そもそも全天候型の陸上競技場をメインとする考え方については白紙にされたのか、それともまだ固執されておられるのか、いかがでしょうか。まずお聞きをいたします。

○議長（若園五朗君） 高田教育次長。

○教育次長（高田敏朗君） ただいまの西岡議員の御質問にお答えをいたします。

3月議会において、（仮称）瑞穂市大月運動公園整備事業につきまして、計画が地域住民への周知が不十分であると、議論が不十分ということで、当初予算案が修正削除されました。

また、住民投票条例制定に係る直接請求に御署名された方々、こういう方の意思も踏まえ、見直しをしているところでございます。

そこで、2つの観点から見直しをしております。

1つ目は、もともとこの総合計画に位置づけされたこの多目的広場は、スポーツを前提とし

たものでありますので、スポーツをメインとしてこれまで進めてきた案も含めて見直しをする。

それから2つ目は、市長が所信表明でも述べておりますが、子供からお年寄りまでが利用できる施設は何かという案を検討するというところで、この修正案、新しい案の両面から見直すということで現在進めております。以上です。

[3番議員挙手]

○議長（若園五朗君） 西岡一成君。

○3番（西岡一成君） 今まで検討してきた執行部の案を含めてという話がありましたけれども、議会が全会一致で修正案を可決する。つまり、執行部案を全会一致で否決をするという事態は、いわば実質的には執行部に対する不信任に値する重さを持っているというふうに思うわけで、問題は、そういう重さを持っているんだけど、受けとめ方が、全天候型の陸上競技場をメインとする運動公園という基本的な考え方は全く揺らいでないというふうに今の答弁からでは思わざるを得ないんですね。だから、問題は、住民の側から見ると、そういう受けとめ方、感じ方が実は問題なんじゃないかというふうに思うんですけど、いかがですか。

○議長（若園五朗君） 高田教育次長。

○教育次長（高田敏朗君） この点に関しましては、陸上競技場そのものをということではなくて、スポーツも含めて見直しをしていきたいということで御理解願いたいと思います。

[3番議員挙手]

○議長（若園五朗君） 西岡一成君。

○3番（西岡一成君） 議会が全会一致で修正案を可決するという事態に対する受けとめ方、感じ方として、やはり私は問題だろうと思います。

関連してお聞きをしておきますけれども、議会、市民の皆様の御意見を聞きながら進めてまいる所存であります。こうも述べられておりますけれども、市長は所信表明の中で、具体的に、いつまでにどういうやり方で、さらには市民といっても、どういう市民を対象に意見を聞かれ、まとめていかれるのでしょうか。

○議長（若園五朗君） 高田教育次長。

○教育次長（高田敏朗君） 見直しに当たりましては、市民の皆様の意見をもっとお聞きする必要があるということは考えております。現在、その準備を進めているところでありますが、パブリックコメントによる個人レベルの意見聴取と、それから各種団体から、団体の総意としての意見聴取の方法で、市民の皆様の意見をお聞きしたいと考えております。

パブリックコメントにつきましては、施設的具体案作成の前段階で、用地の大きさや周辺の環境、施設の状況など市民にお示しして、フリーに意見をお聞きするパブリックコメントを7月末までに行う予定であります。

それから、各種団体の意見といたしましては、同様に、各種団体からの意見聴取は随時実施

します。体育協会、スポーツ少年団、それから総合型地域スポーツクラブなどのスポーツ団体、その他、社会教育関係団体や自治会連合会、福祉関係団体など、幅広い団体から意見をお聞きしたいと考えております。

これらの意見やまちづくりに関する市民アンケート、それから行政報告会のアンケートなど、これらを参考にいたしまして、市民のニーズを取り入れながら施設概要案を作成いたします。試案を議会に提示し、協議を進めていただきます。議員の皆様とともに進めてまいりたいと思っております。

このようにして作成した施設概要案をもとにいたしまして、2回目のパブリックコメントを実施し、具体案について、市民の皆様のお聞きしたいと考えております。

このパブリックコメントによる意見を参考にして、必要に応じて案を修正し、議会に提示していきたいと考えております。御意見をいただき、議論をし、26年度末までに施設概要の最終案をまとめたいと考えております。以上です。

〔3番議員挙手〕

○議長（若園五朗君） 西岡一成君。

○3番（西岡一成君） 基本的に大事なことは、4,000名に及ぶ住民の皆さん方が、全天候型の陸上競技場をメインとした運動公園には反対ということを明確に表明されたわけでありますから、今各団体からであるとか、アンケート、それからパブリックコメント等々の話が出ておりますけれども、その具体的な内容については、やはり住民にとっては単なる抽象的な言葉としてしか受け取れないと思うんですよね、中身がよくわからない。というのは、何回も繰り返しますけれども、既に四千数百名の署名を集めて、署名をされて、それで議会で全会一致で否決をされたら、このことが厳然たる事実として存在をしているということ。その重みを考えたときに、各団体からという言葉一つ使うにしても、以前、全天候型の運動公園をつくるときに、各団体から意見を聞いた。じゃあ、その各団体と同じなのか、違うのか、対象がもっと広がるのかということについて、より具体化された住民に対する提案でないと、住民の側から見ると、執行部の姿勢というものは基本的に変わっていない。何でだと。住民の、私たちのこの気持ちが届いていないじゃないかというふうにとめられると思うんですね。

私は再三言っておりますけれども、そのほかにも公共下水道事業もあります。大変厳しい状況でもありますというように、行政に対する住民の皆様方の目というものが大変やっぱり厳しくなっているんです。ですから、それに対する答えを一步でも住民の声に耳を傾ける形で提起をしていかないと、やっぱり信頼はされないと思うんです。一番大事なことだと思う。具体的にいろんな施策はあります。その中でその根幹になるのは、行政に対する住民の信頼だと思う。こここのところが揺らいでいるから、なかなか執行部から話を持ちかけても待ったがかかって、受け入れてもらえないという状況になっているんじゃないか。

だから、今申し上げましたように、何もこの運動場だけじゃなくて、公共下水道の問題もあれば、これからまた保育所の民営化の問題等々もあります。ですから、余計にこの問題については、そういう抽象的なことじゃなくて、具体的な工程表も含めて考えた案があるとするならば、それを議会に早急に出していただくということが必要ではないかと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（若園五朗君） 高田教育次長。

○教育次長（高田敏朗君） 先ほども答弁させていただきましたが、もちろん団体から意見を聞くということにつきましても、一部のスポーツ団体だけからではなく、教育関係団体、それから自治会連合会や福祉関係団体と、幅広く意見をお聞きしたいということも考えておりますし、パブリックコメントも2回実施したいと。そのうちの1回については、皆さんから個人の意見をお聞きする。そして、そういう個人の意見とか、その他いろいろなアンケートをまとめた具体的な案に関しましても、もう一度さらに具体的な内容についてをパブリックコメントでお示ししたいと、それで意見を聞きたいということをお願いしました。1回目のパブリックコメントについては7月中に行いたい。最終的な案については、今年度末までにまとめたいという考えですので、御理解願いたいと思います。

〔3番議員挙手〕

○議長（若園五朗君） 西岡一成君。

○3番（西岡一成君） パブリックコメントですけれども、こういう制度は住民参加のまちづくりという観点から、私は極めて大事な制度だというふうに思っております。

ただ現状では、さっきもそうでありましたけれども、パブリックコメントでいろんな意見をいただく住民の皆さんというのは、まだ本当に限られた少数の方たちですよね。しかも、言葉は悪いですけれども、組織票というとおかしいですけれども、スポーツ団体であればスポーツ団体の方からのそういう組織的な意見というものも総体的に多いのではないかとということも推測されます。

ですから、住民の声を鏡のように執行部が把握をするという観点からすると、パブリックコメントというものは大事な制度で、これから中身をもっともっと入れていくということではあるんですけども、現状の問題点としては、それのみに頼ることはできない。もっと一般の住民の皆さん方の意見をお聞きするという意味でのアンケートですね。

じゃあ、このアンケートという言葉も先ほど出ましたけれども、具体的にはどういうふうな人たちを対象にアンケートをとるか、そういう考えはありませんか。

○議長（若園五朗君） 堀市長。

○市長（堀 孝正君） 私のほうからお答えをさせていただきたいと思います。

この（仮称）大月運動公園整備事業の関係におきましては、見直しをするというところでご

ざいます。はっきり申し上げておきますが、全天候型の陸上競技場はつきりません。このことだけははっきり申し上げておきます。けれども、ここには何らかの形のスポーツ施設は考えております。

そんなことから、実は市のホームページで、この大月運動公園、仮称でございますが、今度は大月運動公園という名前も変わると思いますが、ここの整備に当たりまして、ホームページで市民の皆さんから意見を聞く。そして、広報にもはっきりと御意見を、何をつくってほしい、こういう意見を聞くようにもう準備をいたしております。

そういったいろんな意見、4,000名の署名があったといいますが、4,000名の皆さんも、はっきり申し上げて、それぞれ考え方はまちまちで、十人十色だと思います。そういった人も署名されたんですから、ぜひとも広報なんか見ていただいて、ぜひとも意見をいただきたいなと思っておるところでございます。

いずれにしても、子育て関係、児童館関係、隣に図書館もございまして。こういうものを連携させながら、またスポーツのクラブ等々もございまして。そういったところを使えるような、やはり箱物に合わせまして、子供を連れて、そこで半日ぐらい遊べるというような、弁当を持ってでも行けるような、よそからも来るような、こういうことも踏まえまして、また運動はこの芝生広場、瑞穂市にグラウンドゴルフの愛好者も多いわけでございます。芝生広場は必ずとりたいと思っております。そして、そこでいろんな人が集える、またいろんなスポーツができると、こういう形のあれを総合的には……。

ですから、まず意見を聞いて、そういうことをまとめて、たたき台をつくって、やっぱり素案をつくらんことには皆さんもあれでございます。そういうものをつくって、それをしっかりと何回かに分けて、市民の皆さんにまた意見を聞きたいと、こういう形でしっかりと取り組んでまいりたいと、このように思っておるところでございます。今度はしっかりと意見を聞きながら、これならと本当に思ってもらえるような施設を、ぜひとも皆さんと一緒にやってつくってまいりたい、このように思っておりますので、よろしく願いを申し上げて、答弁とさせていただきます。

[3番議員挙手]

○議長（若園五朗君） 西岡一成君。

○3番（西岡一成君） 今、市長の考え方をお聞きしました。

全天候型の陸上競技場をメインとした運動公園というものはつくらないということを明言されましたので、それは受けとめておきたいと思っております。

ただ、何らかのスポーツ関連施設はつくりたいということでありました。ですから、そこで大事なものは、堀市長が56年続いた松野ファミリーの支配を脱して、新たなまちづくりに入ったときに強調したのは、とにかくにも住民の声にまず耳を傾ける。職員の声にまず耳を傾ける。

ここから全ては始まる。こういうことを訴えられた。私は、大変今の瑞穂市にとって大事なことだということで、それを支持させていただいてきたわけでありませけれども、そうであれば、やはり繰り返しになりますけれども、各団体というふうにしても、スポーツ団体だとか、あるいは自治会だとか、判で押したように、どの審議会にしてみても同じようなメンバー出てくるというような構成ではだめだと思います。確かに、それらの人たちは住民を代表する方たちなんですけれども、問題は、先ほどちょっと市長の話にも出ましたけれども、子育て関係だとか、あるいは障害者の関係だとか、そういう幅広い住民の皆さん方の声をどう聞いていくか、そういう場をどうつくっていくかということが今度の場合とはとりわけ問われるというふうに思うんです。ですから、執行部におかれては一事が万事そうなんですけれども、要するにカウンターの向こうで、住民のこっちを向いて仕事をするというようなお役所仕事ではなくて、やっぱり住民の皆さんが日常生活の中でぶつかり、悩んだり、喜んだりしている、その気持ちと同じ立場で声を聞いていただくということを強調しておきたいと思います。そういうことで市長、よろしいですか。

〔3番議員挙手〕

○議長（若園五朗君） 西岡一成君。

○3番（西岡一成君） 私の今申し上げたことについて、市長はうんうんとうなずいていますから、それでいいぞと、それでわしはやるぞということを表明されたというふうに受けとめておきたいと思います。

では、2点でありますけれども、市街化調整区域及び農振地域における諸手続について。

これは、冒頭、前で申し上げたように、いろいろ農業関係の法律も細かくて、幅が広くて大変なんですね。その資料を打ち出して、読んで、きょうまとめようと思っていたんですけれども、まとめる前に質問席に今立っておりますので、思いつくままに質問をさせていただきたいと思います。

要するに、具体的な苦情とか質問があったわけですね。例えばどういうことかということ、西只越の市街化調整区域の中で、産業廃棄物の保管場所がある、ある会社の。それも現地を見てきたんですけれども、保管と云ったら、ただ何を置いているかということ、コンクリートの塊とか、あとは木くずとかいうものを置いているわけですけど、私が見に行ったときは物すごくうずたかく積まれて、その上にユンボが乗って、コンクリートをガチャーンと割って、それでどおんと落として、さらに鉄筋と、それからコンクリートに分けて、コンクリートをさらに細かく破碎をして、それから運び出していくという一連の作業をやられているわけなんですけれども、周りには京極こどもクリニックがありますよね。道路のすぐ前にあります。周囲にも民家が点在をしているわけでありませけれども、私は耳が遠いから余り聞こえないんですけど、それでもガチャーンという音とか、ドーンという響きだとかいうことを体感することができまし

た。

ちょっと地域の皆さんの声を聞いてみたんですけども、確かに昼から家にいるのがえらいと。布団を干しても、コンクリートのほこりが風向きによっては飛んできちゃうと。さらに、トラックが出ていくときに、結局コンクリートを破碎しているもんだから、それが舞い上がるということで、どういうふうに思いますかということだったんですね。

それで、素朴に思ったのは、市街化調整区域というところはやっぱり農地を大事にしなきゃいかんということだと思うんですね。そういうところで、産業廃棄物の保管と書いているけれども、実態的に我々が見ると、中でさらに加工している。加工の過程というのは商品化の過程でもあると思うんですけども、事業をやっている。そういうことが果たして今の法律の中で、あるいは県の指導要綱等の中で許されるんやろうかと。こんなこと、当たり前として通っていていいのかというふうに思ったんですけども、そういう意味で、ちょっと市街化調整区域におけるそういう農地転用の手続とか、今のような現状に対してはどうなんだということについて、まずお聞きをしたいと思います。

○議長（若園五朗君） 弘岡都市整備部長。

○都市整備部長（弘岡 敏君） 西岡議員の御質問にお答えいたします。

今言われた只越エリアは、市街化都市計画区域内でいう市街化調整区域でございます。

市街化調整区域とは、都市計画法に基づき、都市計画区域において、区域区分を行い、市街化を抑制する地域でございます。

それで、そこに行く、今、法での農地転用の手続を申し上げますと、市街化調整区域では、農地法に基づきまして、農地転用のほうでは4条、5条の関係になります。転用面積が4ヘクタール以下の場合は農業委員会で審議し、その結果を意見として付して、県に進達を行います。県の許可というものでございます。原則として、4ヘクタール以下の場合は都道府県知事の許可が必要になり、4ヘクタールを超える場合は、農林水産大臣の許可となります。

農地転用する場合には、権利者自身が農地を転用する場合は、先ほど申しました4条申請でございます。所有者の移転により農地を転用する場合は、5条の許可が必要となるものでございます。

それで、農振地域での手続に関しましては、今申したとおりのことではございますが、農地転用が、その基準といたしましては、立地基準と一般基準というものが判断基準にございまして、立地基準については、農地転用を農業上の利用に支障が少ない農地へ誘導するため、農地を営農状況や周辺の市街化等の状況から見て区分し、その立地状況により許可とかを判断する基準と、もう1つの一般基準は、農地転用の確実性や周辺の農地等への被害の防止措置の妥当性等を審査し、判断するものでございます。農地転用、今言われたところに及びましては、市農業委員会及び県等において農地法を遵守し、手続が進められ、そして転用された土地ということ

で、農地転用の目的、計画は達成し、周辺の農地に影響のないよう活用されているものと考えております。農地転用の許可行為は終わっているものと考えます。

農地法は入り口規定で、転用するときに、日本の大学と同じように、入るときには厳しい形で、その目的、今議員が言われる生活環境の利用でなく、農業上の利用で問題が生じた等場合は、農業委員法のほうで周辺の利用調査で指導できる可能性はございますが、農業のほうからの苦情は聞いていないと思っております。以上です。

[3番議員挙手]

○議長（若園五朗君） 西岡一成君。

○3番（西岡一成君） ちょっとよくわからないんですけども、時間がないので、お聞きをします。

今申し上げている当該の土地は、只越字本郷457番地の1ということで、きのうも法務局に行って調べてきたんですけども、地目が田のままになっているんですね。

そこでお聞きをしたいと思うんですけども、登記簿上は地目が田であっても、現状が雑種地ということであれば、農地としてはみなされないのか、あるいはみなされるのか。そこは具体的にどういうふう考えたらいいんでしょうか。どういう扱いになっておるんですか。

○議長（若園五朗君） 弘岡都市整備部長。

○都市整備部長（弘岡 敏君） その土地がどういうふうに、4条か5条か、ちょっとわかりませんので、地目は、農地転用に関しましては、その目的によって申請がなされるものであって、その農地転用の許可は今通っているというものと思います。

[3番議員挙手]

○議長（若園五朗君） 西岡一成君。

○3番（西岡一成君） 本当は、この457番の1の農地転用の手続の経過がどうであったかということについてお聞きをしたいんですね。今の部長の答弁では、4条か5条かわからないけれども、農転は許可がおりているということを言われているわけですから、それは間違いないかどうかということについて裏をとりたいということが一つあります。それがわかっていたら、また言ってください。

それと、それから時間が経過して、今、平成26年になっているわけですけども、最初の転用目的というものが資材置き場であったかどうか、ちょっとわかりませんが、現状は、とにかく産業廃棄物の置き場になっておるんですよ、現状は。ちゃんと看板にまで書いていますから。産業廃棄物置き場ってちゃんと書いていますから。写真も撮ってきた。だから、それは間違いないということは、本人さんのものじゃないですよ。岐阜市雪見町2丁目で第三者の名前書いていましたから。所有者じゃないです。となると推測されるのは、賃貸借をしているということになる。じゃあ、そうしたらその前の届け出の転用目的、4条か5条かの問題も

含めて、今はもう5条の実態ですよ、第三者ですから。そういう場合は、要するに転用目的が資材置き場から産業廃棄物の置き場ということで、廃掃法等の法律に基づいた対応をされておるとすると、転用目的が違ってくると思うんですね。そういう場合は、変更届とかいうものを出す必要はないんですか、あるんですか。

○議長（若園五朗君） 弘岡都市整備部長。

○都市整備部長（弘岡 敏君） 今の4条、5条の申請の中で、4条の場合は、個人が目的を持って地目を変更されるというものと、4条、5条に関しましては、賃貸借の場合のときには、もう相手方が決まって、先に地目というか、農地から他の雑種地、宅地等に変える行為のときで、相手方がそこが購入できるかとか、そういう点がございまして、多分5条での賃貸借と想定できると思うんですが、その場合、目的が最初に資材置き場を出されて、相手方が決まった場合、決めて、5条申請出されて、その目的が達成できておれば、農地法の手から外れるということでございます。

〔3番議員挙手〕

○議長（若園五朗君） 西岡一成君。

○3番（西岡一成君） ちょっと中身が余りよくわからないんでありますが、先ほどの質問にちょっと答えてもらっていないですね。

登記簿上は、この457の1は田になっておる。田になっており、地目変更が雑種地になされていない。そういう中で、その現況が産業廃棄物の置き場になっているというときに、これは農地として見るのか、農地として見ないのか、この点、ちょっと答弁漏れていますので。

○議長（若園五朗君） 弘岡都市整備部長。

○都市整備部長（弘岡 敏君） 農地法上での目的が達した場合、農地台帳の田からは外されますので、登記に関しましては、登記法上は速やかにやれということで、個人のその農地転用の許可を添付して行われる個人のものと考えております。農地法上の田ではございません。

〔3番議員挙手〕

○議長（若園五朗君） 西岡一成君。

○3番（西岡一成君） ということは、先ほどお聞きをした転用目的が変わって、産業廃棄物の置き場になっても、もう何の変更届も、何の手続も要らないということではないんですか。

○議長（若園五朗君） 弘岡都市整備部長。

○都市整備部長（弘岡 敏君） 農地法上は要りません。

〔3番議員挙手〕

○議長（若園五朗君） 西岡一成君。

○3番（西岡一成君） 農地法上は要らないということなんですけど、先ほど申し上げたように、一般人の常識をもってすれば、最初はわからんですよ、4条でやったか、5条でやったかわか

らない、資材置き場としてやったかどうか、それ調べないとね。ただ、今は市街化調整区域の中に産業廃棄物の置き場があって、置き場の中ではコンクリートを破碎して、鉄筋と仕分けをして、さらにコンクリートを破碎して、ほこりを巻き上げて、搬出をしているという現実がある。この現実をどうするのか。このことの原因で、結果が住民の日々の生活、健康、騒音とか、振動とか、ほこりとかによって破壊をされるとなると、農地法上、問題はないということですが、他にも、その他、廃掃法にしてみても、県の指導要綱等々にしてみても、それを当てはめたときに、何らかの問題というものが出てこないですか。

○議長（若園五朗君） 弘岡都市整備部長。

○都市整備部長（弘岡 敏君） 先ほども申し上げたとおり、農地、隣が田であって、それによって資材廃棄物が隣の田んぼにこぼれてきたときとか、そういうときには、先ほども言ったように、農業委員会のほうで、周辺の利用調査で、農地に影響があった場合のときには、その指導ができるということでございます。

それから、今、只越のほうは甲種農地と申しまして、今現状といたしましては、農業を促進する地域でございますので、今の21年以後の農地法の改正からでは、そのような転用目的の場合には許可が難しいと考えられます。

〔3番議員挙手〕

○議長（若園五朗君） 西岡一成君。

○3番（西岡一成君） 21年の12月からの法改正によって、農転の厳格化ということがなされているようであります。

要するに何を言いたいかというのと、農業委員会の農地転用の実態が非常に緩いんじゃないか。甘いんじゃないか。というのは、普通は許可をしたら、その許可した内容がきちっと履行されているかどうか、後からチェックをする。調査をする。そして、転用目的から外れておったりすれば、賃貸借は期間がありますからね、賃貸借期間ということを最初に許可申請の中で届け出をしているわけですから、その期間の中であれば、そういうパトロールなり、あるいは事情聴取なりというものを行う、これは当たり前の農業委員会としての仕事ではないかというふうに思うんですね。だから、そこら辺のところがちよっとルーズになっているというふうに思わざるを得ない。

それと、あと同じような例がほか、いろいろ重里なんかでもあるんですけども、これも地元の人から資料を見せていただいたわけですけども、重里の500番という土地です。997平米あります。これが、登記簿上から見ると、田んぼだったんですけども、平成20年の5月22日に地目変更されて雑種地になって、平成21年10月20日、地目変更で宅地になっているんですね。御存じのとおり、巢南の場合は農業振興地域があります。それとあわせて、所有権移転も平成20年の11月19日に売買で、IさんからHさんに移転をされております。それと農地転用の手続

を並べて見てみますと、農転の許可申請は20年の1月15日に申請書が出されております。3月に許可書が到達をされております。

そこで、この資料を見ると、問題は、目的が5条申請で、転用の目的は資材置き場、賃借人は営農組合を運営しており、業務拡張に伴い、当該地に資材置き場を設け、組合員等の利便向上を図るということで、権利の存続期間が20年間ということで申請をしております。所要面積が997平米で、利用率を100%としている。利用率100%というのは、この997平米を全部利用するという事の許可申請書の内容になっているということなんです。これはうそでも何でもない。現物そのものにそう書いているわけだから、コピーでね。

それで、この地元の方に聞いたところ、申請者は営農組合なわけですけども、最初のうちはトラクターなど二、三台置いただけで、6カ月後にはこの契約を解除しているということなんです。先ほど申し上げたように、要するに営農組合として業務拡張した。だから、資材置き場を990平米使ってやるんだというふうにして出したんですね。それが6カ月もたないうちに解約をしてしまった。じゃあ、そうしたら、農業委員会にしてみても、先ほど賃貸借期間20年となっているわけですから、じゃあその目的が業務拡張だったら、どこへ代替で場所を移してやるようになったんやと。今の重里の500番からどこへ997平米分は移っちゃったのかということをしちっと追跡をして、調査をやっぱりすべきだと思うんです。それどころか、その後すぐ、このHさんの所有権移転が行われておる。解約をした。6カ月で解約をして、21年10月20日に宅地に地目変更がされているということなんです。

そうすると、一般人がこれを見ると、要するに本来であれば、もう契約を解除したのであれば、その段階でもとの田んぼに原状回復をする、そういうふうに指導するというのが、我々農業のことは門外漢だけれども、常識的に考えて、そうではないかというふうに思うんですね。それと、Iさんと、それからHさんとの間に営農組合が20年で申し込んで、実際は6カ月でその契約を解除して、雑種地を経て宅地にしていく。こういうことが当初より考えられて、そういう行為が行われたのではないかというふうに見られる、そういう状況証拠なわけですね。

この点については部長とも少し話をしておりますので、この見解について、ちょっとお聞きしておきます、まず。

○議長（若園五朗君） 弘岡都市整備部長。

○都市整備部長（弘岡 敏君） 今の場所的なことに関しましては、ちょっとその、詳しくまでは、先ほどの只越地域のところも場所的なこと、病院の近くというようなことと、今の農振エリアで、場所の特定は聞いていなかったと記憶するわけなんです、今の中の審議のことに関しましては、市街化調整区域でも農振地域におきましても、フローは一緒です。許可に関しましては県許可になりますので、農業委員会が意見を付してということになりますので、農業委員会に関しましては、その中の審議内容とか、そういうことに関しましては行政機関が異

なっておりますので、そこまではこちらの執行部としての範疇ではございませんので、内容等に関しましては聞いておりません。

[3 番議員挙手]

○議長（若園五朗君） 西岡一成君。

○3 番（西岡一成君） 瑞穂市内の市街地、あるいは市街化調整区域、あるいは農振地域、全てが市の行政にかかわるんですね。農業委員会は、確かに行政委員会として執行部の補助機関じゃないです。だからといって、農地転用手続等について関与しないというわけじゃないでしょう。きちっと所掌事務として、農政課は農地転用届の受け付けとかいうことをやっているわけでしょう。農業委員会の事務局長は誰ですか。

○議長（若園五朗君） 弘岡都市整備部長。

○都市整備部長（弘岡 敏君） 事務局長は、商工農政課長でございます。

それから、先ほどから申しておるとおりなんですが、この許可が現実通っているわけですね。そうした場合のときには、その1点は手続ですね。それに関しての手続が完了したということで、農地法の手からは離れるという意味でございますので、お願いいたします。

[3 番議員挙手]

○議長（若園五朗君） 西岡一成君。

○3 番（西岡一成君） 今の部分については、最高裁判例等についても見てみました。だから、そういう意味では部長の言う点について、あながち全部否定をするというわけじゃないんですけども、やはり行政としてリンクしている部分、事務局長として問題提起をできる部分はあるわけですから、そのことについてパトロールなり、事情聴取なりについて、もっと積極的に行っていく。

とりわけ本件においては、まさに5条申請をした営農組合自体が20年の契約をしておきながら、わずか6カ月で解約をして、最初はトラクターだとか自動車を二、三台置くだけで、それで解約をして、Hさんの所有権に移っている。そして、今大きな家が、立派な家が、家の前の道路も拡幅して、広い道路になっております。

要するに、何を言いたいかということ、国の調査のやつもずうっと今調べてみておったんですけども、やり得。要するに、その地域で一定の立場にある人たち、影響力のある人たちが意思統一をしてやれば、農転の手続をしなくても田んぼを埋め立てて、自家用車を置いて、それがまかり通っていくというようなことはありはしないか。つまり、やり得を許してはいけないということなんですよ、やり得を。一般の住民はやり得できないんですよ、税金の問題を含めて。あれをやらなかったら裁判に訴えられて、金を取られちゃう、なくても取られちゃう。やり得はできない。ところが、この事例を見ると、完全にやり得というようなことが考えられる。だから、もっと農業委員会に対して意見を、事務局長を通じるなりでも言っていく。厳しく農

転の厳格化に応じた執行部の厳格な対処方針を確立していく、こういうことが必要ではないかというふうに思いますけれども、いかがですか、時間がありませんので。

○議長（若園五朗君） 弘岡都市整備部長。

○都市整備部長（弘岡 敏君） 意見のほうは今聞いてわかったわけなんです、農業委員会は進達して、県の許可ということで、県の許可ということは、県のほうが判断したということでございますので、その4条、5条が農地法上である以上、その目的がそれに合ったということで出されているものと思いますので、その後の契約、その今の賃貸の中の契約の中まで、期間までが影響するかどうかということは、どういうふうで判断基準の中で取り入れられているかということはわかりませんので、その旨のほうは、農業委員会等のほうには、このような質問があったということは申し伝えていきたいと思っております。

○議長（若園五朗君） 以上で、3番 西岡一成君の質問を終わります。

議事の都合により、しばらく休憩します。再開は11時10分から行います。お願いします。

休憩 午前10時55分

再開 午前11時10分

○議長（若園五朗君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

9番 広瀬捨男君の発言を許します。

○9番（広瀬捨男君） 議席番号9番 広瀬捨男でございます。

議長から発言の許可を得ましたので、通告に基づき、第1点、市道管理、第2点、穂積タリ地内の市有地の整備、第3点、前立腺がんの検診について、第4点、小・中学校の教室のエアコン設置工事計画について、第5点、小・中学校の市図書館（楽修館）、市図書館分館（児童図書）の本を小・中学校での活用について、以上5点について質問をさせていただきます。

以下、詳細については、質問席からさせていただきますので、よろしく申し上げます。

まず初めに、市道の管理についてお尋ねをいたします。

全国的に、昭和30年代前半から高度経済成長期に集中的に道路が整備をされました。道路の重要施設であるトンネル、橋梁を初めとした道路附属施設が、今後急速に老朽化が進み、さらに近年の厳しい財政事情の中で、補修や更新をいかに的確に対応していくかが重要な課題であると考えられます。

新聞報道によりますと、ことし3月31日、道路法施行規則が改正され、道路管理者が5年に1度、道路施設等を点検するよう義務づけられました。この法改正により、県内でも約4割の市町村が、専門知識のある職員が不足しているなど課題があるとのことでした。

このような状況を踏まえ、国、岐阜県、42市町村が、道路施設の老朽化対策を効果的、効率的に行うため、発注方法、技術者の育成、活用の支援など連携した対応を検討する県道メンテナンス会議がことし4月25日に設立されたとのことでした。

そこで第1点といたしまして、現在、市道の老朽化対策の状況、第2点として、今回の道路法改正の内容、第3点目として、道路法改正により、今後市としてどのような老朽化対策を実施していくのか、お尋ねをいたします。

○議長（若園五郎君） 渡辺調整監。

○調整監（渡辺勇人君） 私のほうからは、最初に御質問のありました市道の管理についてお答えします。

最初に御質問にありました1点目の市道の老朽化対策の現状についてお答えします。

道路の重要施設であります橋梁の老朽化対策につきましては、一昨年度に15メートル以上の橋梁34橋を対象に、長寿命化修繕計画を策定しました。

昨年度には2橋の修繕を実施しまして、今年度にも3橋の修繕を行う予定であります。

今後につきましても、計画的かつ継続的に修繕の対策をしていく予定であります。

次に、橋梁以外の一般道路の老朽化対策について少しお話ししますと、市道の総延長は約515キロメートルございます。そのうち、重要な道路であります1級と2級の道路は約60キロメートルございます。この60キロメートルの道路につきまして、今年度、道路利用者の被害を未然に防ぐという目的で、舗装のわだち掘れや街路灯、各種標識、カーブミラーなどの附属施設の点検を行いまして、緊急性の高い箇所から順次対策に着手していく予定です。

また、1・2級以外の市道につきましても、予算などを踏まえまして、点検の実施について、今後検討をしていく予定でございます。

続きまして、2点目の道路法の改正についてお答えします。

まず改正の理由としましては、今後、橋梁などの道路構造物が急速に老化していきますので、各道路管理者が点検、診断、措置、記録というメンテナンスサイクルを確立することを目的にしたものでございます。

改正内容としては、3つの項目から構成されております。

まず第1点目としまして、対象となる道路構造物は、損傷、腐食などの劣化により、交通に大きな支障を及ぼすおそれのあるもの。具体的に申しますと、トンネルや2メートル以上の橋梁、さらに横断歩道橋などが該当します。これらの施設は、5年に1回の割合で点検をすることが義務づけられました。

2点目としましては、点検を行ったときは、健全性の診断を行い、その結果を対策の緊急性に応じて4段階に分類することも位置づけられました。

また、3点目としまして、診断結果や修繕などの対策を講じたときは、その内容を記録して、その施設が利用されている期間中は保存することという、この3点が義務づけられました。

最後に、今後の市道の老朽化対策についてお答えします。

この道路法の改正によりまして、市が点検、診断などを行う対象は、2メートル以上の橋梁

が約600橋、横断歩道1橋と膨大な作業となります。

そこで、先ほど議員からもお話がございました岐阜県道路メンテナンス会議というものがありますが、この会議に積極的に参加しまして、国・県、関係市町と連携して、メンテナンスの発注方式ですとか、技術者の育成などについて検討をしていきます。市民の安全・安心を念頭に、計画的かつ効率的に老朽化対策を推進していく予定です。

また、こうした開議に参加することによりまして、職員の技術力の向上にもつながるというふうに考えております。

最後になりますが、日ごろの市道の維持管理につきましては、市民の皆様から苦情などが寄せられまして、大変御迷惑をおかけしておりますが、限られた予算の中で知恵を絞り、適切な対応をしてみたいと思いますので、御理解をお願いいたします。以上です。

[9番議員挙手]

○議長（若園五朗君） 広瀬捨男君。

○9番（広瀬捨男君） ありがとうございます。

ちなみに、先ほど言いましたように、4割の市町村は技術者が少ないというか、いないということですが、瑞穂市については、土木技術者とか、そういう関係はどのくらい、十分見えると思うんですが。

それと、これだけいろんなことが変わってくるわけですけど、老朽化されて。人員等についてはどのようにお考えか、お聞かせ願いたいと思います。

○議長（若園五朗君） 渡辺調整監。

○調整監（渡辺勇人君） 市の職員につきましては、採用につきましては全員事務職員ということで、特別土木だとか、建築だというふうには採用しておりませんが、都市整備部の中には事務職員で採用されまして、10年とか20年とか、長く経験を積んでおられる職員も見えますので、技術的には県内で言われるほどの技術力が低下している市町村ではない、むしろ高いほうの部類に属する市町村だと思っております。

また、これからの採用につきましては、ちょっと私のほうからはコメントできるような立場ではございませんので、よろしく願いいたします。

[9番議員挙手]

○議長（若園五朗君） 広瀬捨男君。

○9番（広瀬捨男君） これだけ緻密ないろんなこと、老朽化が進んでいるし、それでやっていただいても、時々市民の皆さんから損害賠償とか、そういうこともあり大変だと思うんですが、先ほど言いました人の問題について十分なのかどうか、調整監から見た場合はどうなんでしょうか。

○議長（若園五朗君） 渡辺調整監。

○調整監（渡辺勇人君） 済みません、本当に私個人の意見になって申しわけないんですけど、仕事を進めていく上において、確かに職員がずうっと10年とか20年、事務職員で採用されましても技術のほうに携われれば、仕事としてはうまく回っていくとは思いますが、ただ私を感じますのは、職員個人を見た場合、やはり公務員、行政として採用されておりますので、幅広くいろんな部署へ行って、総合的、いろんな知識も持ち合わせた職員を目指すのが理想であるとは思いますが、なかなかその両立は難しいと思います。

○議長（若園五朗君） 森企画部長。

○企画部長（森 和之君） 広瀬捨男議員さんから御質問というか、御心配いただいております土木職の職員ということで、実は昨年度もそうですが、土木職について募集をかけておりますので、それなりの人材は集まってきておりますし、御心配いただく今年度についても、土木職の専用の職員を募集していきたいと思っておりますので、そのあたりについては御心配されなくても大丈夫というふうに考えておりますので、よろしく願いをいたします。

〔9番議員挙手〕

○議長（若園五朗君） 広瀬捨男君。

○9番（広瀬捨男君） ありがとうございました。

心配よりも、調整監にも今お聞きしたし、今、森部長からもお聞きしたんですが、確かに仕事第一で、人事面になるんですが、希望の調書もとっていないように思いますので、やはり県なんかはいろんなこととして、若いうちに各部署を歩いて、どこへでも行けるようなふうに、一般事務で技術屋さんも相当お見えになるようで、立派な人ばかりですが、ただ育成ができないということで、ある人は、何か大学出て、土木部を出て、そして初めから部長になるまで同じところに見えたという人もたしか従前はあったと思いますので、やはりそうすると見方も違いますので、やはり公務員ですから、若いうちは希望調査をとって、人事関係なんですけど、ついでですけど、やはりそれを運用しておく、育成していくということも大事だと思うんです。そういう点では、回答はいいんですけど、そういう人事運用もぜひお願いしたいと思えます。

それでは、第2点の穂積タリ地内にある市有地の整備について、お尋ねをいたします。

穂積タリ3132番の2、3133番の2、3134番、3138番等の整備について、この土地については、市のほうは実態はよく御存じのことではありますが、昭和46年、50年にかけて、道路整備が目的で、穂積町に寄附されております。その後、平成9年10月4日付で穂積町長に対し、この土地の関係者13名が連署で道路整備促進要望書が提出されております。

平成22年9月議会の定例会で質問の際、穂積タリ地区の地籍調査につきましては、平成21年度までに一筆調査、登記簿に基づく権利関係調査をいたしておりまして、本年度の地権者の方々に事業説明の案内を送付したところでありまして、説明後は、1筆ごとの土地について、公

図等の資料によって関係者立ち会いのもと、所有者、地番、地目、境界の調査確定に入っていく予定をしておりました。

この地籍調査では、所有権の関係、面積を調整したり、それに基づいて、土地の境界の画定作業まで事業が実施できます。

道路整備につきましては、既に今の所有者、登記簿上の所有者等はございませんが、説明会は終わっておりますので、今後、地籍調査事業完了後、手続に入っていく予定との回答でしたが、その結果が余りにも長いということなのですが、その点について、具体的に説明をいただきたいと思います。

○議長（若園五朗君） 早瀬総務部長。

○総務部長（早瀬俊一君） この件につきましては、先ほど少し御説明がございましたが、道路をつくろうということで、皆さんから寄附をいただいて、区画については前回の地籍調査で確定をしておるところでございますが、権利関係で一部とまっているというのが実態でございます。この間、関係機関等の御意見等もいただきがてら、権利関係をいま一度確認をしている状況でございますので、本当に長い間ということで、皆様方には御迷惑かけておるわけでございますけれども、方針をやはりきちっと確認をして、また皆さんに御理解をいただきたいと思っておりますので、よろしく申し上げます。

[9 番議員挙手]

○議長（若園五朗君） 広瀬捨男君。

○9番（広瀬捨男君） 余りにも長いというか、堀市長も就任のときに一回一般質問もさせてもらったときにも、こんなところがあったのというようなことで、本当に自分が市長をやっているうちに何とかしたいなあというお返事もいただいておりますが、相手もあることだと思いますけれど、余りにも長い月日がたっておりますし、その辺のところは、本当に通り一遍の返事じゃなくて、本当にやる気があるのかと言っている地権者の方もいるんです。本当に申請された人は、もうほとんどこの世にいられないようなくらい時期がたっていますので、財政の厳しいときに固定資産税もいただかない市有地になっておりますので。

先ほどの西岡さんのあれで、不正ではないんですけれども、住宅が建って、そのままのところもありますし、余りにもやはり長過ぎるというか、力のある人だったらすぐ売買ができたとか、そんなことはないと思いますけど、うわさではそんなようなこともあると思いますので、その辺のところをやはり公平・公正に一日も早くやっていただきたいと思いますが、市長にちょっと回答をお願いします。

○議長（若園五朗君） 堀市長。

○市長（堀 孝正君） この問題につきましては、議員におかれましては、これまで何回も御質問をいただいております。本当に延び延びになっておりまして、申しわけなく思っております。

ろでございますが、いずれにしましても、地籍調査も完了しておりますので、もう一刻も早くできるようにということで、今回の質問を契機としまして、さらに担当のほうに強く指示をいたしております。そういう形で、何とか前へ進めますので、よろしくお願いを申し上げて、答弁とさせていただきます。

[9 番議員挙手]

○議長（若園五朗君） 広瀬捨男君。

○9 番（広瀬捨男君） ありがとうございます。

具体的には都市整備部長のほうにも関係するかと思うんですが、地籍調査ですけど、なかなか、初めは早く国の予算を使って、5%かそこの地元市町村の負担でという、非常にいいものだなあと思ったんですけど、やはりなかなか期間もかかるようで、地籍調査をやってやるよと言われたときは本当に私はほっとしたんですけど、やりかけても大分かかるということで、その辺についての見通し等について、ちょっと確認をしたいと思います。

○議長（若園五朗君） 弘岡都市整備部長。

○都市整備部長（弘岡 敏君） 地籍調査に関しての御質問で、議員も御承知のとおり、あそこのエリアというのは、字絵図とその現地の境界等が大変不接合のところが多うございまして、今年度に法務局のほうへ、どういう形で戻ってくるかわかりませんが、法務局のほうへ申請を上げようと思っております。

ただ、今御指摘の部分に関しましては、そこの境界というか、隣地等の境界は決まっておると思いますので、あとは中での所有権の関係ですね、そこの中の部分は大変共有の面積での、当初市に一応形的に当初のなったときの戻すというのも、なかなか今議員が言われたように、前の登記上の所有者の方がもう亡くなられているということと、それから共有地での持ち分割合が多うございまして、それに伴う相続関係とか、そういうのがあると思いますので、そこら辺がちょっと難しいというような感じで総務部長も申しておると思いますので、よろしく願います。

[9 番議員挙手]

○議長（若園五朗君） 広瀬捨男君。

○9 番（広瀬捨男君） ありがとうございます。

しかし、先ほどちらっと言いましたんですけども、それでも売買されたりすることはあるかに聞いたこともございますので、そういう点は早急にやっていただきたいと思うんです。

時間もあれですけど、本当に市長も言われたんですが、市長一人でやれるわけじゃないし、例えばいろんなことを言って、その図面なんかでもきれいに仮図面ができておるんですから、やれると思うんですよ。

私は、前の前任者から引き継いで、地元の人が議員に出てみえて、そのとき引き継いだ書類

にはその図面ももらっておるんですから、その中で売買したところもあるんです、共有でも。その辺のところは、やはり市のほうでいろんなことを政治的判断でやってもらわないと、何十年もこんなことをしてやっていたら、こんなことは本当に珍しいと思うんです。そういう点では、やはり市長があれだけ声をかけてみえるんですから、地籍調査を、先ほど言いましたように、やっていただいたときは感謝するんですが、それでもまた云々という、違法だらけなんです。農地法違反だとか、農家でない人が買っているとか、メモでやっているとか。しかし、誰々、誰々ということは大体わかっているんですから、私は行政が政治判断でやればできると思うんですが、その辺について、どなたか回答できる方、お願いします。

○議長（若園五朗君） 堀市長。

○市長（堀 孝正君） この問題は、40年も50年も前のあれが整理できていない、こういうことがあるということが本当に残念でなりません。

けれども、先ほどから申し上げておりますように、地籍調査も完了しておりますので、権利関係、そこら辺をやって、本当にやるんだということで、今度は整理するように強く所管のほうへ指示をしますので、御理解をいただきますよう、よろしくお願いを申し上げたいと思います。

[9 番議員挙手]

○議長（若園五朗君） 広瀬捨男君。

○9番（広瀬捨男君） 市長の今トップの回答もございましたので、本当に私自体も自分に引き継いでからもう10年、20年近くなるんですから、本当にお互いに恥ずかしいと思いますので、ぜひ市長のほう、皆さん、各部長さん、課長さんも一丸となって、担当が変わるごとに私が書類を提出せんならんということじゃなくて、中も引き継ぎをしていっていただきたいと思うんです、役所ですから。そういう点では、ぜひ強力で解決していただくことをお願いいたしまして、第3点目に移らせていただきます。

第3点目、前立腺がんの検診について、お伺いをします。

瑞穂市は、15年から16、17、18年だったと思う、平成ですけど、その後中止されておるわけでございます。近隣市町の多くが国の指導による胃がん、肺がん、大腸がん、子宮がん、乳がんの5項目のほかに、岐阜県内でも隣接の市町はほとんどが、単独は高いものですから、やはり特定健診とか、すこやか健診等に1項目血液検査をふやせば、簡単に安くわかるわけです。それが実際、人口でいうならば、ほとんど、8割ぐらい岐阜県内でもやっているとは想定しますが、私が聞き込んだ隣人では、岐阜市、大垣市、各務原市、関市、美濃加茂市、多治見市、可児市、土岐市、町では北方町、岐南町、笠松町等々が少しの経費で、そして病気にかかる人が少なくなっていると聞いておるんです。

御承知のように、前立腺がんは自覚症状がなくて、自分が自覚症状があるということは、も

う体中にほとんど転移して、大体統計的に6カ月から1年たてば完全に死亡されるということになるまでわからない。結局、前立腺がんでは余り痛くなって、ほかへ転移してえらくなるということだそうなのです。

御承知のように、これ岐阜県の梶原知事も1回なられて、岐阜県は前立腺がんのあれがおくられていたんですが、15年はたしか財団法人の前立腺がんの研究機関というか、何かが無償でやってくれたと思うんですが、瑞穂市としては平成16年、17年、18年にやられて、そのままになっておるわけですが、先ほど言いましたように、大変私は、特定健診とか、すこやか健診でやれば安くつくということですので、ぜひ医師会等とも相談しながら考えていただきたいと思います。前向きな回答をお願いします。

○議長（若園五朗君） 高田福祉部長。

○福祉部長（高田 薫君） 広瀬議員からは、前立腺がん検診についてのお尋ねでございます。

平成23年3月、24年6月、26年3月の議会に引き続き、この問題についての御質問でございます。

今まで答弁してまいりました内容について、いま一度御説明をまずはさせていただきます。

独立行政法人国立がん予防・検診研究センターによります前立腺がん検診ガイドラインというものが出ております。

前立腺がんの特徴といたしまして、高齢者に多く、50歳以下では少ない。診断を受けるのは約半数が70歳以上である。進行はゆっくりのため、それ自体が生命に影響を及ぼさない可能性があり、高齢者の3割は前立腺がんを持っていても、実際には別の原因で死亡していただいております。

また、前立腺がん検診のPSA検査、先ほど議員が言われました血液検査でございますが、これにつきまして、病気の疑いや治療の経過を見るためには、診療として用いるには有効な検査ではあるが、死亡率減少効果の有無を判断する証拠が不十分であり、がん検診としての効果は不明であるとしております。

こういった結果から、市町村や職場で行うがん検診、対策型検診とありますが、そういった検診としては現在のところ進められないというふうに結論づけられているところから、現在の市の検診としては実施していないというところでございます。

ちなみに、先ほど議員が5つのがん検診について触れられましたが、現在のがん検診につきましては、健康増進法第19条の2に基づく健康増進事業として実施をしておるものでございます。胃がん、子宮がん、乳がん、大腸がん、肺がんでございます。

これらの検診につきましては、国のがん対策基本法に基づいて策定され、平成24年6月に見直されましたがん対策推進基本計画の指針ともあわせ、死亡率減少効果の有無を判断する証拠が十分あり、科学的根拠に基づくがん検診としての効果があるということから実施をしている

ものでございます。

さらに、このがん対策推進基本計画では、平成28年度までに子宮と乳がん検診の受診率を50%、胃と肺と大腸がん検診の受診率は40%という目標がございます。市におきましては、この受診状況は、まだまだ低い状況にありますことから、まずはこの5つのがん検診の状況を改善していくことが重要であるという、また課題であると捉えております。がん検診推進事業として、重点的に取り組まなければならないものと考えて、この5つを実施しておるところでございますので、御理解をお願いするものでございます。

[9 番議員挙手]

○議長（若園五朗君） 広瀬捨男君。

○9番（広瀬捨男君） いつ聞いても同じような、部長がかわっても同じような回答なんですけど、私、先ほど言いましたけど、ほとんどの市町が、法律に基づいたものが5つのがんでしょう。それにプラスアルファで前立腺がんをやっている。今のいろんな指導はあるようですけども、ここも始められたときは、本当にすばらしいことだと松野市長も言ってみえたくらい。

私、15年に質問しましたら、やりますよと言われてたくらいで、それはたまたま先ほど言いました経緯で市の負担はなかったし、本人負担もなかったんですが、余りにもそれで、ここは今の話で、部長は同じようなことを言ってみるんですけども、よその岐阜県内の市町、例えば私、市ばかり調べていたんで、どうかなあ、住民の皆さんはこの辺、近いところへ行くと、みんなやっているよと言われるもので、聞けば、やっぱり先ほど言いました北方町、岐南町、笠松町は、最近聞いたデータなんですけど、全県下は聞いておりませんが、住民の数からいったら、大きな市はみんなやっているし、近辺の町村もおやりになってみえるわけですよ。それをかたくなに、法律で求めた5つのがんは当たり前のことなんです。それだけを強調して、前立腺がんはやらないと、そういうことでは私はおかしいと思うんです。やはり福祉の一環ですし、医療費の節減にもなるわけです。そんなことをやらなくてどうなるんだと私は怒りたいくらいなんですけど、その点について、部長、答弁してください。今後の方向です。

○議長（若園五朗君） 高田福祉部長。

○福祉部長（高田 薫君） 広瀬議員がおっしゃるように、人口的な配分で実施率を見れば、おっしゃるとおりかとは思いますが、まずは先ほど申しましたように、瑞穂市としては先ほどの5つのがん検診の受診率をさらに上昇させる、この取り組みがまずもって第一かというふうに考えております。

前立腺がんの検診につきまして、先ほどの独立行政法人国立がん研究センターの所見をお話をいたしました。この所見の中で、前立腺がん検診の有効性を評価するための研究は進行中であるということをおっしゃっております。またここで研究の成果が明らかになり次第、ガイドラインの改定が検討されるということもございます。こういったガイドラインの改定が出た場合には、

当然その有効性など、改めて検討の必要はあるというふうを考えております。

確かにそれぞれの地域で実施はされておるところでございますが、新たにこの検診を廃止されたという自治体もあるというふうに聞いております。そこは、各自治体でのがん検診の取り組み、また予算的な配分等、いろいろ事情はあるというふうには考えておりますが、そういったことも含め、今後また検討する時期が参りますれば、改善の余地はあるというふうには考えております。以上です。

[9 番議員挙手]

○議長（若園五朗君） 広瀬捨男君。

○9番（広瀬捨男君） 部長がかわっていると思いますけれども、前の部長のときに、なぜ私がこんなくどいことを言うかといいますと、やはり19年ころに発病された人が市内に見えるんですよ。その人は訴えたいぐらいだと言ってみえるんですよ。自分はといたら、もう生きてみえるだけで、1回行くと物すごい、もう体中のがんがありますので、それがもとはやっぱり前立腺がんから波及していったということのようですけど、その人にしてみれば、月1回えらいから、市のあれに大分お世話になっているようですけども、通院するのだから自分で行けないくらい、そんな人が見えるんですよ。そんなことがあるのに、また同じような回答を言ってみえるんですけども、それで例えば、私これだけ何回もやらせていただくんですけど、市のほうで具体的に、市だけでも結構ですけど、どことどこがやっているというのは、調査はどういうふうにしてあるか教えてください。

○議長（若園五朗君） 高田福祉部長。

○福祉部長（高田 薫君） どこが実施しているかということにつきましては、医療保険課のほうの資料にそういったものがございます。それは、特定健診と、そういったほかの検診の場合と同時期にやっているということでの実施の資料がついております。

それとは別に、個別にやっているという資料はありません。それはまた個別に、各自治体に聞かなければわからないというところでございます。以上です。

[9 番議員挙手]

○議長（若園五朗君） 広瀬捨男君。

○9番（広瀬捨男君） そうすると、部長にみんなやれというわけじゃないんですが、その調査くらいは、私は酸っぱく何回も言っているんですよ。すこやか健診、特定健診に項目をふやせば安くやれると。市町によっては70歳以上無料というところもあるんです。お金の問題は別として、実費負担というか、割合は全額ということはないでしょうけど、大体300円から500円くらい、単独でやっておるところはやはり1,000円くらいもらっておるとか、負担かけておるところはあるんですけど、その辺のところはデータに出ているものしかわからないとか、そんな行政では困ると思うんです。そういう点では、今後の方針をもう少し、何遍やらせてもらって

も同じというような、私の身にもなってもらいたいと思うんです。今の傍聴者の中に身内の人が来てみえるかもわかりませんが、実態がそうなんですよ。

御承知のように、欧米に多いということで、やはり日本はいい時代ですけれども、やはり食事が欧米化して、日本人は草食動物で、腸が短いのにそういう肉を食べる。そういうことによってそういうものが発生するという事は、いろんな本を読んでも書いてあるんですよ。そういう点で、肉ならおいしいし、加工も早い、便利だということでいいんですけれども、自然とやっぱり欧米化しているもんですから、そういう日本の研究機関の云々は決して悪いとか、いいとか言いませんけれど、やはり皆さんが、各県内でもほとんどやっているんですから、その辺のところは、市長もよく言われるんですけど、福祉についてはよそ並みにはやりたいなということをしょっちゅう言ってみえるんですが、そういう温かい心というのはどのように今後は働きかけていただけるか、よろしくお願いします。

○議長（若園五朗君） 堀市長。

○市長（堀 孝正君） これまで福祉部長のほうからお答えをさせていただいております。5つの検診率をもっと上げたいと、このことに力を入れたいということで、いろんな学会、そういったことのあれを踏まえるということでお答えしております。

かたくなにそういうあれを持っておりますが、やはり今議員の御指摘がございますように、県内の、本当にもうやっていないところは数少ないところでございますので、当然私としましては、前向きにやっぱり考えていかななくてはいけない。やはり疾病予防というのがいかに大事かということをおっしゃるところでございますので、そういうことを思いますと、本当に前向きに検討していかなくてはいけない、そのように感じておるところでございますので、このことにおきましては、担当のほうとよく検討しまして、前向きに取り組めるように検討してまいりたい、このように思っておりますので、よろしくお願い申し上げます。

〔9番議員挙手〕

○議長（若園五朗君） 広瀬捨男君。

○9番（広瀬捨男君） 市長から前向きな言葉をいただきましたもので、部長ともども本当に、予算は多少要るでしょうけれども、そういう点では、先ほど市長も言われましたように、やっぱり予防には力を入れるという基本路線がありますので、よろしく願いいたします。

それでは第4点目として、小学校の教室のエアコン設置計画についてお尋ねをいたします。

近年、酷暑が続き、近隣の市町も小・中学校の教室へのエアコンが設置される傾向でございます。本巢市においても、平成27年度、小・中学校への設置の予定と聞いておりますし、また岐阜市においても、平成26年度は全中学校及び4小学校にエアコン設置、そして平成27年度には残りの全小学校の教室へのエアコンが設置と予定されておるということを聞いております。

本年も毎年続く酷暑のため、児童・生徒の体調等を考慮して、平成27年度、本田、牛牧、西、

中小学校、平成28年度、生津、穂積、南小学校、29年度、穂積、穂積北、巢南中学校がエアコン設置の工事計画の予定でございます。

文科省等の補助金等々の返納で大変であろうかと思いますが、近隣の本巢市、岐阜市等、先ほど申し上げましたとおり、諸事情があるかと思いますが、市民の皆さんも本当に同時にやってあげられんかということで、ここで提案をしたいと思うんで、お願いをしたいと思うんですが、27年度に7小学校、28年度には3中学校、一斉にやるようなことについて、ぜひ検討していただきたいと思いますが、執行部の前向きな回答をお願いいたします。

○議長（若園五朗君） 高田教育次長。

○教育次長（高田敏朗君） ただいまの御質問にお答えをいたします。

エアコン設置工事を前倒しして計画できないかという御質問であります。

子供たちの現状を踏まえ、前向きに検討していく事案であると認識は持っております。教育委員会での会議の中でも、エアコン設置について意見を求めた経緯もありますし、また議員御指摘のように、PTA等保護者からも意見が寄せられているのも現実です。また、文教厚生委員会や総務委員会でも過去に、前倒しして一気にできないか御指摘もいただいたところです。

議員も御承知のように、教育委員会事務局としては、老朽化した施設の大規模改修、安全な施設としての体育館などのつり天井の改修、トイレの改修、まだまだやらなければならない改修工事がほかにたくさんあります。

その中で優先事業を模索しているのが実情ですが、特に昨年度、国においては、さきの大震災を受けて、つり天井の落下防止など、施設の安全を優先して補助金が配分された状況があります。当市としても、体育館などのつり天井の改修を他の事業に優先して取り上げて、進めてきたところです。

そうした状況を踏まえて、昨年度、小・中学校等維持管理計画の見直しの中で、エアコン設置事業について、全体事業費が非常に大きいことから、財政担当課とも協議の上、4年の継続事業とさせていただいたものです。

一方、小・中学校等維持管理計画の中で、大規模改修が計画されている学校につきましては、改修工事とあわせてエアコンを設置したほうが経済面、それから工事的にも効率的に施工されることは言うまでもありません。

こうしたことを踏まえて、本年度、エアコン設置に向けて、4小学校について実施計画を行っておりますが、しかし最近の異常気象による猛暑は熱中症等を引き起こし、生命の危険を伴うような事態になっているような実情から、施策の見直しも必要との認識をしております。したがって、エアコン設置事業は多額の経費を要することから国庫補助が不可欠であり、この面から県とも事業計画の変更を相談しておりまして、その計画の可能性があれば、できる限り早い設置の方向で議会にもお諮りして、事業を進めたいと考えておりますので、御理解をお願い

したいと思います。以上です。

[9 番議員挙手]

○議長（若園五朗君） 広瀬捨男君。

○9 番（広瀬捨男君） ありがとうございます。

教育長にちょっとお聞きしたいんですけど、次長にもきちっと今聞いたんですけど、いろんな教育委員会の委員のいろんなデータというか、会議録が公表されておるんですが、本当に遠慮してみえたんじゃないかと思うんです。ちょっと遅目だったと思うんです。そういう点では、本当に大変だけれども、できるだけ、今次長のほうも前向きということを言われましたので、期待しておりますので、一斉に近い形で努力をしていただきたいと思います。それについての、次長があれだけ言われたんですけど、少し、一言だけお願いします。

○議長（若園五朗君） 横山教育長。

○教育長（横山博信君） 次長が大変長く説明をさせていただきましたが、広瀬議員の出していただいた提案の方向で今動こうとしております。

[9 番議員挙手]

○議長（若園五朗君） 広瀬捨男君。

○9 番（広瀬捨男君） どうもありがとうございます。よろしく願いいたします。

それから、最後になりましたが、5 点目として、小・中学校での市図書館、楽修館というんですけれども、それから分館は、御承知のように児童図書は非常に一般図書に比べて多いということで、家族連れで、親子連れで見に来てもらえる人も非常に多いわけですが、これは松野市長が、これは特色のある図書館で2 つはやりたいと、皆さんの便宜を図っていただいたことだと思うんですが、その点について、昨年、御承知のように、ことしの新聞報道によりますと、岐阜市は図書館複合施設ぎふメディアコスモス、もとの県庁の跡ですが、司町で来年夏に開館するのに合わせて、全小・中学校の児童・生徒が学校図書室を通じて、メディアコスモスなどが所蔵する本を借りられる方針が決定をされたようでございます。

学校では新規の購入図書が少ないため、子供たちが読書希望を満たすのが目的で、本年5 月中旬から城西小学校でモデル事業として始められた新聞記事がございました。それは、市図書館（八ツ寺町）の蔵書は、現在調べ学習などに使用するため、学校は1 回100 冊を限度に借りられるが、児童・生徒が学校を通じて借りることはできない。メディアコスモス開館後は、学校との窓口となる学校連携室を設置し、図書館による教育支援を充実させる。

モデル事業では、城西小の児童と教員が対象で、児童らは借りたい本を予約申込書に記入し、図書館の専用箱に提出、学校がその申込書を市図書館にファクスすると、図書館職員が一、二日後に本を学校に配送する。貸出期間は2 週間で、児童は学校に2 週間で返本するということだそうです。

ことし5月12日から始めたんですが、貸し出して1週間で32冊の申し込みがあったということなのでございますのでやはり、承るところによりますと、市と図書館の幅広い選択肢は、児童にとっても魅力的で、歓迎されたのではないかと。そしてまた、本を選ぶ際は、親と相談する指導も徹底されておるようでございますので、したがって親子の触れ合いがふえるものとも期待されるというお話が書いてありました。

市教委によりますと、学校図書室の蔵書数は、小学校で平均約1万1,000冊、中学校で1万4,000冊。小学校は年間平均220冊を新規購入される。しかし、学校の図書購入費は限られており、子供たちの要望全てに応えられていないのが現状ではないか思います。購入の際も、文科省や出版社の推薦図書や図鑑など、教育関連の本をそろえる傾向が強く、読書の楽しみを味わえる物語は少ない。購入時も春先に偏っておるというようなことも聞いておりますが、いずれにいたしましても、先ほど言いましたように、当市の場合は、市図書館のほうは楽修館ですが、一般図書とか、全般にそろえてあるわけですが、先ほど言いましたように、市図書分館のほうは特に児童書が多くて、特性もあり、親子連れもあり、非常に充実しておると思いますので、小・中学校の児童・生徒が予約申込書へ記入し、岐阜市のように図書館の専用箱に提出することにより、市図書館及び分館の多くの蔵書が有効的に活用できると思いますが、市の考えについてお伺いをいたします。

○議長（若園五朗君） 高田教育次長。

○教育次長（高田敏朗君） ただいまの御質問ですけれども、現在、瑞穂市図書館では通常の手続で本を借りるほかに、事前に手続をとって、本館で分館の本を借りることができます。また、インターネットによる予約も一昨年の秋から始め、多くの方に利用していただいております。そのほか、岐阜市でも実施しているように、団体利用として、1回につき50冊を1カ月の期間で学校や放課後児童クラブに貸し出しをしています。ちなみに瑞穂市の学校の蔵書は、小学校平均で1万4,371冊、中学校の平均で1万3,744冊で、岐阜市の学校図書室の蔵書数、小学校平均1万1,000冊、それから中学校平均の1万4,000冊より多いか、ほぼ同程度の蔵書数となっております。

御質問にありました、岐阜市のように、学校図書室を通じて市立図書館の本を貸し出し、返却できるシステムは、現在のところ瑞穂市では行ってはおりませんが、しかし瑞穂市では平成24年3月に、瑞穂市子どもの読書活動推進計画を策定し、読書を推進して、各関係機関で活動を行っているところです。

子供の読書活動を促す環境づくりとして、岐阜市の試みは興味のあるところであります。市の図書館の幅広い選択肢は子供たちにとっても魅力的であると思いますので、岐阜市のほかにも他市もありますが、他市の実践例も調査・研究、他の関係部署との協議によって可能性を探り、前向きに取り組んでまいりたいと考えております。以上です。

[9 番議員挙手]

○議長（若園五朗君） 広瀬捨男君。

○9 番（広瀬捨男君） もう時間もありませんので、前向きな回答をいただきまして、ありがとうございました。これで一般質問を終わらせていただきます。

○議長（若園五朗君） 9 番 広瀬捨男君の質問を終わります。

議事の都合により、しばらく休憩します。再開は午後 1 時30分から再開します。よろしくお願ひします。

休憩 午後 0 時09分

再開 午後 1 時30分

○議長（若園五朗君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

10番 古川貴敏君の発言を許します。

○10 番（古川貴敏君） 議席番号10番、清流クラブの古川貴敏でございます。

ただいま議長のお許しをいただきましたので、会派の代表という立場で一般質問をさせていただきます。

本日は3点について質問をさせていただきます。

1点目は、上下水道の今後についてと題しまして、上水道は主に防災・減災の観点から、今後の水道施設の方向性に対する執行部のお考えを、また下水道に関しましては、汚水等の環境問題ではなく、雨水による浸水の防除について質問させていただきます。

2点目は、厚労省の新制度基準を見据えた当市の放課後児童クラブに対するお考えをお聞きしたいと思っております。

そして3点目でございますが、議会における事務書類の電子化に向けてをテーマに、執行部の作業負担等についてお尋ねをしたいと思います。

これよりは質問席にて質問させていただきますので、御答弁のほどよろしくお願い申し上げます。

初めに、上下水道の今後についてというタイトルで何点か質問をいたします。

若干専門的な用語も出てきますので、お聞きの皆様にはわかりづらい点もあるかと思いますが、御容赦のほどお願い申し上げます。

まず、上水道施設についてお尋ねしたいと思います。水道に関しましては、ちょうど2年前の一般質問で災害時の水道施設をテーマに執行部のお考えを聞いております。そのときに、別府配水池と宮田配水池の耐震性についてお尋ねし、宮田配水池はプレストレストコンクリート製の耐振性のある構造物であり問題はないが、別府水源の鉄筋コンクリート構造の配水池は耐震診断を実施し、それにより対応を検討すると御答弁されております。

きょうは、その別府水源のRC配水池の耐震診断の結果を1問目に、そしてその御答弁で、

もし耐震性が確保されていないのであれば、既存のRC配水池の補強が可能かどうかを2問目にお聞きする予定でございました。

しかし、先般6月12日の産業建設委員会の協議会で、この質問に対する報告が行われ、その資料が議員の皆様にも配付されております。

私としましては、もうぼちぼち耐震診断の結果を質問してもいいんじゃないかなと考えていたのですが、どうやら執行部ももうぼちぼち結果と今後の対応を報告してもいいんじゃないかなと考えられたようで、たまたま思いが一致したようで、今、とっても奇妙な感覚でございます。

ともあれ、私の1問目と2問目である耐震診断の結果と既存の配水池の補強に関しましては、もう結論が出ているようでございますが、確認の意味で、そのあたりを御答弁いただきたいと思っております。

また、あわせて同じ水源地内に設置されている管理棟でございますが、この中にはポンプなど機械室や、制御のための電気室、また自家発電や滅菌室など、給水人口2万8,150人分の重要な施設が整備されております。したがってこの管理棟の耐震性も極めて重要になると思っておりますが、こちらのほうの耐震チェックは行われているのかどうか、これもあわせてお聞きしたいと思っております。よろしくお願い申し上げます。

○議長（若園五朗君） 鹿野環境水道部長。

○環境水道部長（鹿野政和君） 議員の一般質問に相前後するように、委員会のほうでこの件につきましても協議させていただいたことは御容赦いただきたいと思っております。

穂積中学校の北側でございます別府水源地の施設は、平成9年度から11年度に管理棟とそれからステンレス製の配水池、これにあと関連する場内配管を新設更新しまして、平成12年3月に供用開始をしております。

先ほど御指摘のありますように、鉄筋コンクリートづくりの配水池、RCタンクといたしますが、これと旧管理棟につきましても、現在、書庫として管理移管して利用しているというような状況で、既存の施設は継続して使用しているような状況でございます。

指摘のありますRC配水池につきましても、昭和50年に完成しており、56年の新耐震基準適用以前の施設でございますので、耐震診断が必要と判断しまして、平成24年度に耐震診断を実施いたしました。

耐震診断の結果としましては、RC配水池本体に関する構造計算によりまして、許容応力度調査の段階で、耐震性を確保されないということが1つわかりました。それから、本体の基礎ぐいにつきましても、くい応力、それから変位においても許容値を超えるということから、耐震性能を満たしていないという判定となりました。

そこで、既設のそのRC配水池を活用するには、耐震補強工事等が必要になってくるため、

平成25年度には、耐震補強工法等の検討を実施させていただきました。

なお、新しい管理棟につきましては、先ほども申し上げましたように、平成9年度に施工しておりますので、新耐震基準に基づいて設計・施工されていますことから、耐震性能が確保できているという判断をしております。

これらの結果を踏まえまして、耐震補強の工法につきまして、施設本体の補強及び基礎の補強が必要となるということがわかりましたので、それをどのようにするかということにつきまして、施設の本体の補強というのは、よくやられていますような学校施設なども含めまして同じような工法で対応可能だというふうに考えられますが、貯水槽である本体でありますから、ひび割れ等も生じて水漏れしないようにさらなる加工が必要となります。

それから、先ほど申し上げました基礎ぐいがもたないということもありまして、既設の基礎ぐいでは耐震性が確保できないことから、既存の施設の外周に底版部分を約3メートル以上張り出して、そこに補強のくいを増設する必要があるということですから、隣接いたしますJRの東海道本線の敷地を侵すということが生じるということもありまして、補強工事ができないということなどの観点から断念せざるを得ないというふうに判断し、RC配水池につきましては、新設更新にて耐震化に対応する必要があるという判断としています。

その上で、新たな設置する場所等も含めまして、さまざまな比較検討し、その中で最も適切とする方向にて、今年度耐震補強更新の詳細設計を実施したいと考えております。

先ほど委員の発言のありましたように、その検討資料につきましては、6月12日の産業建設委員会の協議会のほうで御説明させていただきました。これは新しく更新すること等、今後の課題としてこの協議会の中でも報告させていただいたところでございます。

[10番議員挙手]

○議長（若園五朗君） 古川貴敏君。

○10番（古川貴敏君） ありがとうございます。

この間配付されました資料にも、耐震性が確保できないということで、また既設施設の補強は、今言われたように極めて困難である、またしたとしても非常に高額な費用がかさむという話かと思えます。

こういった水道施設を考える場合は、瑞穂市全体の給水エリアを考慮して計画を考える必要があるものと私は思っております。

今、別府水源地において、容量3,500トンを有する配水池の耐震性が不足しており、今後この更新を考えていかなければならないわけですが、その場合、現況の水源地内もしくはその近辺に配水池を新設するのが一般的な考えかと思えます。この考えに沿って、さきの報告書にも水源地内での施設整備、比較検討が行われ、配水池耐震補強評価が示されております。

しかし、本当にこの検討だけでよいのでしょうか。当市は人口が増加しているまちでもあり、

また一部の地域では大きな人口増加が見受けられるところもございます。また、馬場、本田、牛牧の水源地は補助的な役割を担うものであり、その水圧調整は簡易的な圧力タンク方式によって行われています。こういった人口動態や水道施設の現況を考えますと、この際、給水区域そのものを見直し、ほかに新水源地を整備する方法も一案ではないかと考えられます。

もちろん、事業費や維持管理費、また飲料水の安定供給や水質保持、さらには防災など総合的な比較検討が必要となりますが、初めから別府水源だけにこだわるのではなく、もっと広い視野を持って計画をすべきではないかと考えております。

施設整備は事業の変更認可で計画するものかもしれませんが、配水池の更新が急がれる今、市は水道施設全体の計画をどのように考えているのか、わかれば御答弁お願い申し上げます。

○議長（若園五朗君） 環境水道部長。

○環境水道部長（鹿野政和君） 現在の水道事業につきましては、合併後、平成16年度に計画目標年度を平成25年度といたしまして変更認可を受けております。

揖斐川の以西の呂久地区を除く給水区域内の計画給水人口は4万9,600人に対しまして、平成25年度実績では4万5,050人となっております。また1日の配水能力2万4,300トンに対しましては、1日最大配水量の実績としまして1万7,162トンとなっております。

市の人口推計を見ましても、当分の間は微増が続くものの急増することはないというふうに想定されています。このことから、既存水源地の能力につきましては、当面不足しないと予想されるところでございますが、変更認可の目標年度が平成25年度となっていることなどを鑑みまして、近い将来、事業計画変更認可の手続が必要となることも考えなければなりません。

特に、犀川堤外地の土地区画整理をした事業区域でございますが、この穂南地区でも住宅建築が今後進むということも考えまして、給水人口の伸びが予想されると考えております。特に市の南部地域を重点に、補給水の確保を目的といたしました新たな水源地計画が必要になることも考えられます。その対策としまして、牛牧の補助水源地の更新、小規模な水源地や補助水源の新設などが考えられますので、今後の検討課題として取り組んでまいりたいと考えております。

[10番議員挙手]

○議長（若園五朗君） 古川貴敏君。

○10番（古川貴敏君） この間、提出されました別府水源は、今の水源地に隣接したところに用地を取得し、そこにステンレス製の配水池を新設するといった方法が一番ベストのように書いてございましたが、この方法が最適であるなら、それはそれで問題ございません。

しかしその場合は、私の考えですが、新水源案も含めた総合的な比較検討が行われた上で示されるのであれば、なお一層我々が判断するときの材料になるじゃないかなと思っております。

多額な費用をつぎ込むわけですから、最も効率的で効果的な整備となるように熟慮していた

だきますように、お願い申し上げます。

それでは次に、配水管路の耐震化及び布設計画についてお尋ねいたします。

これにつきましても、以前に質問させていただきましたが、そのときの御答弁は、管路の耐震化は年次計画を策定し、予算配分を考慮しながら、平成25年度より整備していきたいとのことでした。

また、先日行われました行政報告会でも、耐震性管路の整備計画が示され、基幹管路網として口径200ミリ以上の管路更新計画が報告されております。これは、宮田、古橋、別府、本田の各水源地を結ぶ管路網であり、災害などの不測の事態に備えた計画といえます。

したがって、当然こういった基幹管路が優先的に整備されることは理解できますが、一つ心配なのは地震などの大災害が起きた場合の生活拠点となる避難所における水の確保でございます。水は飲料水だけでなく、トイレや洗濯等人間の生活に欠かせない役割を持っております。災害時には水道の早期復旧が望まれるものの、ライフラインの中で特に復旧に時間がかかるのも水道施設であります。

そういったこと考えますと、さきの基幹管路網とあわせて、避難所への幹線管路網の整備といった計画をすべきと思いますが、このようなあとの耐震管路計画は検討されているのかどうかを、またあわせて、そういった整備には当然時間もかかるわけですが、緊急時の避難所運営を考えますと、独自に水を確保する手段を講じておく必要があるのではないかと思います。

ある市民の方から、避難所に移動用の手押しポンプをつけてくれないかという要望も聞いておりますが、市としては災害時における避難所の生活用水を確保する施策といったものを考えておられるのかどうかをあわせてお尋ねいたします。

○議長（若園五朗君） 鹿野環境水道部長。

○環境水道部長（鹿野政和君） 平成23年度に基幹・幹線配水路網更新計画及び耐震化計画を策定いたしまして、平成24年度には既設配水管の耐用年数経過による老朽化、路線の重要度や財政状況を考慮いたしまして、その実施計画や財政計画シミュレーションを作成した上で、平成25年度からその計画に基づきまして工事を実施しているところでございます。また、新工法の情報収集するなどして、より効率的、経済的な整備を目指し、それらの計画の再検討も行っているところでございます。その中でも、防災拠点、学校、公共施設を中心とした災害時避難施設、医療機関などの災害時要援護者施設に隣接、あるいは近接して管路を整備することを念頭におきまして、また整備の優先順位決定においてもそれらを考慮しているところでございます。

基幹管路網につきましては、再検討してみた結果、現計画の布設位置を変更したほうがよいと考えられる路線が2カ所ありましたので、これらにつきましても、今後路線の変更も考えているところでございます。

耐振化につきましては、基幹・幹線管路網の配水管の中には、150ミリ以上のダクタイル鋳

鉄管をK型継ぎ手によりつなぐ方法をとっていきまして、布設経過年数がまだ新しい管路もございますので、これらにつきましては、継ぎ手部分のみを新しい離脱防止金具を設置することによりまして、耐震適合管として扱うことができることとございますので、このような新しい工法も採用して、配水管の耐震化を促進してまいりたいと考えております。

それからもう一点、避難施設等への応急給水ということで、給水側から見た水をどれだけ給水できるかという観点でお答えいたします。

市内にあります3カ所の水源地では、水源地にある配水池の有効容量の合計は1万2,034トンでございます。この2分の1を災害発生時に応急給水に充てられるよう考えておりまして、給水人口1人当たりいたしますと、その貯水量は約140リットルと考えております。これは地震災害時に発生から3日間は1人1日3リットル、10日目までは1人1日20リットル確保するという目標からいたしますと、約9日分の飲料水の応急給水が可能というふうに考えております。

[10番議員挙手]

○議長（若園五朗君） 古川貴敏君。

○10番（古川貴敏君） 管路計画につきましては、避難所及び重要施設も考慮しながら順次進めていくという御答弁かと思えます。

ただ、今の避難所等の水の確保については、応急給水という形で答えられましたけど、管路網が損傷されれば応急給水もできないと思うんですが、その辺いろいろ難しいところもあるかと思えますが、ぜひそういったことのほかに、避難所に水槽や井戸など、そういった整備の必要性もあるかと思えますので、ちょっと検討を今後していただきたいと思えます。

では次にもう一点、配水管の話ですが、現在、配水池の出口には緊急遮断弁が設置され、震度5以上の揺れを感知すればこれが作動し配水池内の飲料水は確保されます。大災害時には給水車などで飲料水の供給を行いながら水道の点検、復旧を行うわけですが、通常このライフラインの復旧には1月以上の期間を要するようです。

一日も早い復旧には、先ほど言いました、耐震管への更新が重要であります。いま一つ心配なのが、基幹管路の整備は進められているものの、配水池の出口、いわゆる水源地内の管路は耐震化されていないこととございます。

一番重要な配水池に接続されている大口径の管路が、今危険な状態にあるともいえるわけです。

配水池の出口は管路が複雑であり、また大口径でもあることから、万が一のときには復旧にはかなりの手間が必要となります。可撓管等によって地盤変動対応はされますが、大もとの管路ですので、継ぎ手の離脱防止等の耐震化はぜひ必要と思われそうですが、このあたりをどのように考えておられるのかをお尋ねいたします。

○議長（若園五朗君） 鹿野環境水道部長。

○環境水道部長（鹿野政和君） 先ほど、基幹管路でも申しましたが、新しい管路につきましては、そういう離脱防止の継ぎ手を使って耐震化を図りたいというふうにお答えしました。同じように、水源地の配水管につきましては、特に場内管につきましては、複雑に配管がされていると。さらに、それを全く新しく耐震化に全部入れかえてしまうということも非常に難しいと思っております。もちろん水源地は常時稼働しておりますので、断水を伴って改良するというのは施工が非常に困難と考えておりますので、今、議員の御提案されたように、継ぎ手部分に新しい離脱防止金具を設置するような工法で耐震化を推進したいというようなことは、今、考えております。

これにつきましては、実際に今年度、場内ではなくあれなんです、古橋の水源地のところで、この辺も大口径の配水管がございますので、この配水管において、その新しい離脱防止の金具を取りつけることを行いまして、実際にその取り付け方法だとか施工の難易度を現地で確認しながら、一部区間で試行的に実施したいというふうに考えております。

〔10番議員挙手〕

○議長（若園五朗君） 古川貴敏君。

○10番（古川貴敏君） 今の御答弁をお聞きしますと、なかなか一気ににはできませんが、順次そういった計画もされているようでございます。今、若干安心しております。

水道施設の耐震化は確かに容易ではありません。今、当市には300キロ近い配水管路がございますので、その施設整備には大きな費用と長い年月が必要となります。しかし、大災害はいつ襲ってくるかわかりません。できる限り緊急時を踏まえた効率のよい施設計画、また更新計画を策定し、その整備をお願いしたいと思っております。

では次に、下水道について1問お尋ねいたします。

下水道の基本的な役割は、1つ目が公衆衛生の確保と生活環境の改善、2つ目が公共用水域の水質保全、そして3つ目が浸水の防除であります。1つ目と2つ目は汚水処理による環境対策といえますが、3つ目の浸水防除は浸水被害を防ぐための雨水対策といえます。きょうはこの雨水による浸水の防除計画について質問をさせていただきます。

下水事業において雨水計画を策定する際、最初にすべきことは、市街地に降った雨の放流先である河川の計画を確認し、河川計画との調整を図ることとなりますが、より効果的、効率的な内水排除計画を策定するには、現況の排水状況や浸水被害の発生原因といった基礎調査を丁寧に行い、地域ごとの問題点を整理することが重要となります。

当市においては、平成21年度に瑞穂市公共下水道全体計画が策定済みであり、これにより計画対象降雨や排水区は決定されております。

また、昨年的一般質問で、既存の都市下水路区域内の幹線水路に限っては流化能力はおおむ

ね満足しているとの御答弁をいただいておりますので、主用水路の流化能力評価は既に行われていることは確認しております。これは内水排除に向けた市の取り組みが順次進められているということでございますが、しかし、さらに浸水被害対策をより強固なものにするためには、次のステップに踏み出す必要があるのではないのでしょうか。

具体的に言えば、主要水路だけでなく、既設水路の整備状況や農業用水系等の調査も行い、流化能力が不足している路線を抽出することでございます。

この抽出路線と浸水被害発生箇所が一致するか否かを整理すれば、瑞穂市における水路の問題点を適切に反映した計画が可能となります。こういった調査は専門家の手もかりなければなりません。また予算も必要となります。しかし、水害のないまちづくりを目指す上では、この雨水排除計画における基礎調査とでも申しませうか、こういったことの実施が望ましいのではないかとと思いますが、執行部のお考えをお聞かせください。

○議長（若園五朗君） 鹿野環境水道部長。

○環境水道部長（鹿野政和君） 御質問の雨水排除につきましては、平成22年度に瑞穂市公共下水道全体計画を策定しましたときに、汚水処理計画とあわせて雨水処理計画を策定しております。

雨水事業の全体の計画の中で、排除面積10ヘクタール以上を受け持つ幹線水路につきましては、想定雨量の流化能力はほぼ満たしているところでございます。

議員御質問の排除面積が10ヘクタール未満となるような水路等の流化能力調査につきましては、公共下水道事業の事業計画、汚水事業の事業計画区域内の雨水事業として、国の交付金対象事業として行うことを前提としているものですので、雨水事業の事業計画区域が決定したときに検討を進めてまいりたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

[10番議員挙手]

○議長（若園五朗君） 古川貴敏君。

○10番（古川貴敏君） わかりました。時期が来ればこういったことも検討し、やっていただけるという御答弁かと思えます。

今、市街地に降った雨を収集するための既存の水路について質問させていただきましたが、当然こういった整備は、これを河川へ放流するポンプ場や調整池などと一体に考えていかなければなりません。当市でいえば、内水を放流する施設が別府、花塚、牛牧のポンプ場になるわけですが、今、国や県の河川計画にあわせ、いよいよ牛牧のポンプ場整備が具体化してきたところではないかと思えます。

また、さきに申し上げました下水道の役割ですが、もう一つ忘れてならないのが公共用水域の水質保全でございます。

これは今月6月の広報にも詳しく掲載されておりますが、この地区でいえば、閉鎖性水域で

ある伊勢湾の水質保全を目的としたものでございます。赤潮などの発生防止に向け、どの自治体も生活排水の改善に取り組んでいる中、東海3県で、ここ瑞穂市だけが公共下水道の整備を行っていない。これはある意味、他の自治体に顔向けできない状況にあるものといえます。

こういった社会的責任を果たすためにも、また水害のないまちづくりを目指す上でも、公共下水道事業への早期着手が必要かと思えます。

下水道事業は汚水処理と雨水処理がセットでございます。市はこういったことも市民の皆様にご理解をいただきながら、今後ともしっかりと公共下水道事業に取り組んでいただきますことをお願い申し上げておきます。

では次に、放課後児童クラブについてお尋ねいたします。

これにつきましては、昨年の12月に新生クラブさんの会派代表質問の中で取り上げられておりますし、過去にもこの問題に触れられた方がお見えになるかと思えますが、厚生労働省が新制度基準を定める動きもあるようでございますので、少し質問させていただきます。

さて、この厚労省ですが、保育所などが新制度に移行するのにあわせ、放課後児童クラブについても新基準を定め、来年の4月から施行する計画のようでございます。

まだガイドラインは示されていないようですが、専門委員会の発表によりますと、指導員数や指導員の資格の新設、定員や開所日数、また開所時間などが定められるようであります。

来年4月の施行であるならば、ある程度の準備期間も必要と思われませんが、当市の放課後児童クラブの運営体制としてもこの新基準にスムーズに対応できるよう、ある程度めどをつけておく必要があるのではないかと思います。

そこでお尋ねいたします。

市はこの新基準を見据え、何らかの施策を今考えてみえるのか。それともガイドラインが示されてからの対応で十分と御判断されているのか、そのあたりを少しお聞きいたします。

○議長（若園五朗君） 高田教育次長。

○教育次長（高田敏朗君） ただいまの御質問にお答えをいたします。

平成25年12月25日に出されました放課後児童クラブの基準に関する専門委員会の報告書の概要によりますと、従事者の資格の水準は児童福祉施設の設備及び運営に関する基準第38条第2項に該当する児童の遊びを指導する者であって、研修を受講した者とするのが適当としており、職員数は2名以上配置することとし、うち1名以上は有資格者とするのが適当であると報告されましたが、この報告書を踏まえ、省令基準が平成26年5月30日に公布され、岐阜県から6月2日に届いたばかりという状況です。

国は、子ども・子育て会議にて、今年度に放課後児童クラブの運営等も市民を交えて議論し、方向性を決め計画を立てるよう全自治体に指示をしております。

各自治体は準備期間が足りないこの状況で、子ども・子育て会議を開催し、施設基準や運営

基準など、必要な条例を整備し、人材確保、施設整備等の体制を整えなくてはならない状況ではありますが、瑞穂市においても、他自治体同様に子ども・子育て会議の中で方向性を決定していく予定であります。以上です。

[10番議員挙手]

○議長（若園五朗君） 古川貴敏君。

○10番（古川貴敏君） ありがとうございます。

確かに、国は来年4月から施行するぞというのは早いんですけど、ガイドラインが示されるのが遅いと。

ですから、執行部の方はあらゆる面でその準備期間が足りないとか、慌てた状態になるというのは、今、そういう状況が起きているかと思いますが、ある程度こういった方向性も決まっておりますので、慌てることなく対応できるように準備を進めていただきたいと思います。

それでは次です。

新聞記事によりますと、この厚労省の専門委員会では、対象学年の拡大も検討されているようでございます。また、ネット情報でございますが、子ども・子育て関連3法の施行に伴う児童福祉法の一部改正により、放課後児童クラブの対象が、おおむね10歳未満という今の基準から、小学生へと拡大されるとの記事もございました。

当市でもこういった高学年保育に関する市民のニーズを把握するために、先般アンケート調査が実施され、その結果も報告されております。

そこでお尋ねいたしますが、市はこの対象学年拡大に対する市民のニーズをどのように分析されているのか、また全国的に見ても対象児童の高学年化が進んでいるようですが、当市でも今後4年生まで、もしくは6年生までといった拡大を考えているのかどうかをお尋ねいたします。

○議長（若園五朗君） 高田教育次長。

○教育次長（高田敏朗君） 今、議員がおっしゃられたとおり、学童保育の対象児童はおおむね10歳未満の児童とされておりましたが、2012年8月10日の児童福祉法の改正によって、学童保育の対象児童は小学校に就学している児童とされました。2015年4月から対象を6年生まで拡大ということになっております。昨年、市が実施した子ども・子育て支援に関するアンケート調査結果を見ますと、放課後児童クラブは低学年児の利用希望が非常に多く、高学年や土曜日の利用希望は少ない状況であると判断しております。対象児童の拡大につきましては、受け入れ総数をふやすことと、受け入れ学年の引き上げがあります。現在のところ既施設面積の制約がありますので、まずは4年生まで受け入れることが可能な施設から、子ども・子育て会議の中で検討して計画に結びつけていきたいと考えております。以上です。

[10番議員挙手]

○議長（若園五朗君） 古川貴敏君。

○10番（古川貴敏君） 先般のアンケート調査ですが、確かに調査によりますと放課後児童クラブを望む割合は15.5%と低い割合になっております。これは複数回答の質問のようでしたが、自宅と回答された方が一番多く、次が習い事と回答されております。

しかし、2013年度瑞穂市内7小学校の高学年の児童数は恐らく1,600名、1,700名いると思うんですけども、単純にこの児童数をさきの15.5%の割合に掛けますと、それでも二百五、六十名の方が放課後児童クラブを求められていると。結構、人数的にはニーズが高いんじゃないかと思っております。

今、民間では学習塾やフィットネスクラブといった高付加価値をつけた学童保育が注目されております。市もなかなか一気に高学年化は難しいと思いますが、市民のニーズに応えようとするのであれば、このような民間活用もこれからは当然視野に入れるべきと思いますが、そこで次の質問をさせていただきます。

今言いましたように、公設公営での対象学年の拡大はいろいろ課題も多いかと思いますが、近年の運営主体の推移を見てみますと、公設公営は減少傾向にあり、地域運営委員会やNPO法人といった民間運営が多くなっております。このような民間活用は多分野に広がりを見せており、当市でも昨年の議会では、保育所運営に関して民間運営も検討をする必要があるという御答弁がされておりますし、福祉サービスに関しましては、PFI可能性調査事業が今年度に予算計上されておりますので、こういった民間活用の取り組みは今後ますます多くなっていくものと推測されます。

さて、民間への委託事業には、多くの自治体が公的支援を行っているようですが、当市においても民間活用を推進するためには、何らかの支援体制を整備する必要があるのではないのでしょうか。

もちろん、やみくもに支援するのではなく、その運営母体や運営計画をしっかりと精査し、あるいは市独自の基準を設け、それをクリアできた民間のみ支援対象とするなど、そういった取り組みは当然必要となるかと思えます。

さきの放課後児童クラブに関しましては、高学年までを対象とした民間の動きもあるようがございます。それもございますが、いずれにしても、こういった公益につながる事業に対し、民間へのバックアップを考えておられるのかどうか、そこをお聞きしたいと思います。

○議長（若園五朗君） 高田教育次長。

○教育次長（高田敏朗君） 全国的な放課後児童クラブの状況を御紹介しますと、平成25年5月1日現在で、放課後児童クラブの数は2万1,482カ所、そのうち公立公営が39.4%、公立民営が43.7%、民立民営が16.9%ということで、公立公営は前年度より0.9%減少、公立民営は0.7%増加、民立民営も0.2%増加している状況にあります。県内近隣市町におきましても民間の放課後児童クラブがありまして、在籍数は少なくとも6年生まで対象として設置されている

ところもあります。現在、市の放課後児童クラブは飽和状態で、この状況を考えると、市が実施している放課後児童クラブの運営に重ならないような活動を民間で実施していただければ、新たな放課後の児童を受け入れる施設がふえ、対象者の選択の余地が広まり、市にとって大変ありがたいことだと思っております。

公的支援に関しましては、団体の育成から委託制度、施設使用の減免制度、共催・後援等のイベント支援とさまざまな方策があります。これは放課後児童クラブだけに限ったものだけではなくて、市としての公的支援を全体的に捉えなければならない問題であると考えております。

こうしたことも、子ども・子育て会議の中でよく検討されるべきものと考えております。以上です。

[10番議員挙手]

○議長（若園五朗君） 古川貴敏君。

○10番（古川貴敏君） 確かにおっしゃられるとおり、放課後児童クラブだけじゃなく、いろいろ広い分野で今後こういった民間活用が広がってくると思います。

こういった民間活用ですが、補助体制としましては金銭的な補助だけでなく、いろんな支援が考えられるかと思えます。ただ、市民のニーズに応えるための事業であれば、その支援体制の整備も当然必要かと思えます。今後検討の上、早急に整備を進めていただきたいと思えます。

では、最後となりましたが、一問だけ、議会における事務書類の電子化に向けてをテーマにお尋ねいたします。

今、市役所の職員の皆さんの机には一台ずつパソコンが設置され、今や事務作業をする上で欠かせぬ存在となっております。また、各パソコンはLANによりネットワークが整備されておりますので、連絡や情報の共有といった面で大きな役割を果たしております。ただ一つ、もうこの自治体も各パソコンからインターネットに接続できるように整備されている時代に、いまだに当市だけがそれが行われていないのは不思議でなりません。インターネットは今や辞書がわりであり、貴重な情報収集手段でもありますので、職員の作業効率を考えれば、当然どこの机からもインターネット接続ができるよう整備すべきではないかと、個人的には考えております。

さて、話は戻しますが、このネットワークシステムで情報を共有化することは、今まで言われてきた縦割り行政の弊害といったことの解消につながり、市民のニーズに沿った行政運営がより効率的にできるようになったものと思われまます。

我々議員も市民のニーズを把握し、それを施策に反映させるということが大きな仕事の一つでございます。したがって、主な施策に関しては、その企画段階から我々も情報を入手し、市民のための施策となるようチェックや提案をしていかなければならないと考えております。

現在、議員への資料は紙ベースで配付されております。もちろん、こういった定例会や臨時

会などの資料も紙ベースで配付されております。しかし、より多くの情報や資料を入手するには、近い将来には、議会としてもその電子化を考えていかなければなりません。予算や決算書のように、説明を受けるためには紙媒体のほうが好適なものもございますが、今後、議会資料のデータ化を進める場合、執行部の作業負担はどの程度のものになるのか、またどういった課題があるのかがわかればお聞きしたいと思います。よろしく申し上げます。

○議長（若園五朗君） 早瀬総務部長。

○総務部長（早瀬俊一君） ただいまの議会における電子化ということでございますが、今、少しずつ話題に上ってきています。

この4月ですと、全国の市町村数が1,718ございます。昨年の夏に早稲田大学のマニフェスト研究所の調べでアンケートを実施しておられますけれども、回収率が60%で、65の市町村、そして15の都道府県では、もう議員さんにパソコンが配付されておりますし、タブレット端末も7つぐらいの市町村で配付がされているようでございます。

県内では、関市議会が平成25年9月の定例会から本格的に導入を進められているようでございます。関市議会のほうもお尋ねをしておりますので、その件は後ほどにしまして、今御質問のありました執行部の作業負担でございますけれども、議案資料については、既に印刷業務をお願いするときに電子データでお渡しをしておりますので、今すぐでも可能でございます。

ですので、紙ベースで配付する場合に比べますと、経費のことを言っては申しわけないですが、約50万の削減は可能かと思っておりますし、私ども執行部の職員の作業もかなり軽減されるという状況でございます。

また一方で、どういう課題があるかというお尋ねでございますけれども、私どもも庁舎内の会議等で苦勞することは、どうしても電子データではいろいろなものが見られないよということで、紙に打ち出してしまう場合が非常に多いということと、いろんな資料を見比べるときに、どうしても電子データですと画面を別にしなくちゃならんということで、そうした不便さはあろうかと思っております。

また、先ほど言われたように、予算書や決算書などはページ数がかなりふえますので、こうしたものは紙ベースで残らざるを得ないかなあと思っております。

もう一点、やはり電子データになりますと、操作になれた方、そうでない方の差がどうしても出てくるというふうにはなっております。

関市ではiPadを購入されて、全議員さんにお渡しをしております。また、議場や全協室などのコンセントなどの増設をされました。研修会の開催、そして議員さんにおいては各自のインターネットの環境整備をお願いされたようでございます。あと、やっぱり運用面になりますと、議会中にもどうしても操作がうまくいかずに、途中で会議が少し中断するというようなこともあろうかと思っておりますが、そうした部分については時間が解決してくれるのではないかと

など思っております。また、紙への打ち出しはそれぞれの個人でお願いしておられるようでございます。

どちらにしましても、電子化というのは少しずつ進むものと考えておりますので、よろしく申し上げます。

[10番議員挙手]

○議長（若園五朗君） 古川貴敏君。

○10番（古川貴敏君） ありがとうございます。

もともと執行部の事務作業は電子化されておりますので、議会がそれを取り入れればすぐに対応できると。ただ、紙媒体のほうが利用しやすいのもあるのも事実でございます。そういったことも踏まえながら、今後考えていく必要があると思いますが、データ化ができれば、私の個人的な見解ですが、資料管理が容易となります。保管スペースも不用となります。またさらにはISOの環境目標である紙の削減も実施されることとなります。ここ数年で多くの議会がこの電子化に向けて動き出すものと思われませんが、当議会でもこういった取り組みが行われる際には、またぜひ執行部のほうにも御協力をお願いいたしまして、私の質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（若園五朗君） 10番 古川貴敏君の質問を終わります。

8番 松野藤四郎君の発言を許します。

松野君。

○8番（松野藤四郎君） 議席番号8番、民主党瑞穂会の松野藤四郎でございます。

議長から発言の許可をいただきましたので、通告に従いまして3つの事項について質問したいというふうに思います。

1点目が待機児童解消プラン、それから2点目が教育委員会の委員選任について、最後に夏の暑さ対策について質問いたしますので、明快な執行部の御回答をお願いしたいというふうに思います。

まず最初に、待機児童の解消プランでございますけれども、3点ぐらいについては数字的な話になるかと思っておりますけれども、1点目のゼロ歳から5歳児の年齢別の人口はどこにも出ていませんでしたので、ちょっと確認ですが、ゼロ歳から5歳児までの年齢別の人口と、要はこのゼロから5歳児の幼稚園、保育園に入っている方が何人いるか。これは瑞穂市の保育所はもちろんのこと、私立、あるいはその他にも含めますが、これは市外も含めますけれども、26年4月1日現在の数値をお願いしたいということ。

2点目が、保育士の職員の関係でございます。職員数は正職、補助、派遣、また産休の方も見えると思っておりますけれども、ここについても人数をお願いしたいと思います。

3点目は、3歳未満児が各保育所等に何名いるか。これをお願いしたいと。

この3点についてまず質問しますのでよろしく申し上げます。

以下については質問席でお願いをいたします。よろしく申し上げます。

○議長（若園五朗君） 高田教育次長。

○教育次長（高田敏朗君） まず最初に、ゼロ歳から5歳児の年齢別人口についてお答えをいたします。

ゼロ歳が586人、1歳児が609人、2歳児が624人、3歳児が622人、4歳児が563人、5歳児が629人です。

幼稚園、保育所、広域入所の園児数です。平成25年と26年がありますが、ほづみ幼稚園、25年が233人、26年が226人。清流みずほ幼稚園、25年が116人、26年が123人。市外の幼稚園、343人、26年が398人。市立保育所、25年が1,136人、26年が1,193人。清流みずほ保育園、25年が59人、26年が65人。おひさま保育園、25年が59人、26年が59人。広域入所の保育所ということで、25年が18人、26年が13人です。

それから、職員数。正職、補助、派遣、産休の25、26年ですが、正職員、25年が94人、26年が92人。補助職員、25年が80人、26年が68人。派遣職員、25年が5人、26年が2名。育児休業職員ですけれども、25年が10名、26年が13名。

続きまして、3歳未満児の入所者数ですけれども、市立保育所、平成25年が137名、平成26年が153名。それから清流みずほにおきましては、平成25年が59名、26年が65名。おひさま保育園が25年が27名、26年が28名。それから広域入所の保育ということで25年が9人、26年が6人となっております。以上です。

〔8番議員挙手〕

○議長（若園五朗君） 松野藤四郎君。

○8番（松野藤四郎君） 3歳未満児の入所者数ですけれども、ちょっともう一度お願いします。

○議長（若園五朗君） 高田教育次長。

○教育次長（高田敏朗君） 3歳未満児につきましては、市の保育所が平成25年で137名、平成26年で153名。清流みずほで25年が59名、26年が65名。おひさま保育園が25年、27名、26年が28名。広域入所で25年が9名と26年が6名です。

〔8番議員挙手〕

○議長（若園五朗君） 松野藤四郎君。

○8番（松野藤四郎君） そのほかに認可外の保育所か何かに預けている方も見えると思うんですね。これの数字は幾つですか。

○議長（若園五朗君） 高田教育次長。

○教育次長（高田敏朗君） この数字が今の25年の9名と6名になっております。

〔8番議員挙手〕

○議長（若園五朗君） 松野藤四郎君。

○8番（松野藤四郎君） 平成24年から26年の間の子供たちの動向についてを聞きましたんですけども、要は私がこれから質問するのは待機児童の問題でございます。

要は、3歳未満児の待機児童者数は、平成20年には一番多くて36名おったわけですね。それが平成24年には8名とか、平成25年の1月現在では19名、今回は27名ということでございますけれども、実数として24年、25年、26年の待機児童者数をお知らせ願いたいというふうに思っています。

○議長（若園五朗君） 高田教育次長。

○教育次長（高田敏朗君） 各年4月1日現在で、平成24年がゼロ、25年が8人、26年が27人でございます。

〔8番議員挙手〕

○議長（若園五朗君） 松野藤四郎君。

○8番（松野藤四郎君） 24年はゼロ、それから25年が8名、26年が27名ということですが、これは資料的には4月1日現在の数字を言っておるわけですね。現実としては、4月以降にいろいろな問題でお子さんを預けたいという方がふえるわけですね。年度途中でそういった問題については、解消されてきてゼロというふうで思えばいいんですか。

○議長（若園五朗君） 高田教育次長。

○教育次長（高田敏朗君） 年度途中につきましては、どこの市町村も未満児の待機児童というのは増加傾向にあります。

増加傾向にあるんですが、お母さん方のいろいろな事情で、会社をやめられた方については保育所は要りませんし、年度の途中で会社に勤められる方には保育所が必要になるということで、その上下の数値については動きます。4月1日現在を捉えると、この今報告しましたような数字になるということございまして、年度途中は増加傾向にあるというのが現状です。

〔8番議員挙手〕

○議長（若園五朗君） 松野藤四郎君。

○8番（松野藤四郎君） 平成26年の3月議会に、待機児童の御質問をいたしました。そのときに、その時点で待機児童はいますかと聞きましたら、数字的には何もお話をされませんでした。ただいるというだけでした。そのときにはこういった27名という数字を把握していたのか、まず聞きたいと思います。

○議長（若園五朗君） 高田教育次長。

○教育次長（高田敏朗君） この数字につきましては、年度途中はいろいろ数字が上下いたしますので、待機児童がいたということは事実ですが、そのときに何名になるかということについては、はっきり申し上げられなかったということです。待機児童がいたということは把握して

おりますが、27名になるということまでは把握できておりません。

[8 番議員挙手]

○議長（若園五朗君） 松野藤四郎君。

○8番（松野藤四郎君） 私はある程度、もう数字を執行部が握っておると思うんですね。要は以前よりも75名増員で来ておるわけやね、申し込みが。ですから絶対、待機は出るということですよ。1桁じゃないんですよ。二十数名出てくることになっておるんですよ。ということは保育士が確保できていませんから。

次に行きますけど、平成26年度の当初予算を見ていますと、臨時保育士の賃金が1億9,000万から今回は2億5,600万まで行っていますね。これは35%のアップですよ。そして保育士の派遣委託料は5,000万から4,100万ということで、これは20%マイナスになっています。それから任期付保育士管理費、ゼロ円が1,100万円見ておるわけですね、26年度当初予算から。見ておるんですよ。ということは、待機児童等の人数を含めた話の予算が出ているのではないかというふうに確認をするんですけれども、例えば1億9,000万円が2億5,600万円でおるといふことは、何らかの要因があつて出しておると思うんですね、予算に。これは職員をふやすんでしょう、違いますか。確認しますけど。

○議長（若園五朗君） 高田教育次長。

○教育次長（高田敏朗君） 全体でいいますと、保育士の給料と賃金はふえております。それはまず、任期付保育士、要は育児休業で休む職員が多いということで、それを確保したいということで3人分を見ておりますし、正職員の数も前年度は全員見て予算を組んでいましたけれども、全員分は採用できなかったということで、ことしについては人数分だけ定員一杯までを見ていただいたということもありますし、それから臨時保育士については、増額賃金ということで、日額の30日分を見ていただいたということで、全体的に保育士の賃金と給料については上がっております。

[8 番議員挙手]

○議長（若園五朗君） 松野藤四郎君。

○8番（松野藤四郎君） 臨時保育士は25年のときは80人ですか、説明によると。補助職員は80名と言っておるよね。26年は68人やと言っておるんやね、4月1日現在。これは全然数字が違いますね、お金が。これは68名ですので、この26年度の間、ある程度の増員を見ておると。それと処遇改善策の中で、ある程度お金を見ておるといふふうに解釈すりゃあいいわけですね。再度確認しますけど。

○議長（若園五朗君） 高田教育次長。

○教育次長（高田敏朗君） 臨時保育士の26年度が68人となっているのは、4月1日時点ということで、要は臨時保育士を雇用しなければいけない人数までまだ雇っていないという意味で、

実際には80人ぐらいは雇用しないと、まだ現場は足りないという状況です。

[8 番議員挙手]

○議長（若園五朗君） 松野藤四郎君。

○8番（松野藤四郎君） 26年度の当初予算で臨時職員をどれだけかをふやして手当てをふやしてやっておる中で、また26年度の今度6月補正でまた出しておるんやね、お金を。今度は待機児童27人を解消するための、本田第2と別府ですか。二重になってくるんやね、前に26年の最初の予算のときに、ある程度お金を突っ込んでおるんですよ。なおかつまた26年の補正予算で出しておるんやね。本当に補助職員というのは確保できるんですか。

○議長（若園五朗君） 高田教育次長。

○教育次長（高田敏朗君） 先ほども申しましたように、正職員の数も補助職員の数も平成26年4月1日の段階で、補助職員、それから任期付きの保育士についても必要な数だけ採れておりません。その中で、今、ハローワークとか広報を通じて募集をしておりますし、26年度の当初に日々雇用の賃金アップということで増額賃金を認めていただきました。そういう中で、今現在足りない部分を補充しつつ、というのは現在運営していく人数を今補充しているだけで、さらに27人の待機児童を解消しようと思うと、さらに、まず施設を改修してそこに入れる体制が整わなければ受け入れられません。受け入れられるとなれば、そこに対してまた人員確保が要るということですので、今後9月以降に多分その27人の待機児童を解消するための施設が改修されて人員確保をしてやっていくこととなると思いますけれども、その人員確保については、これから努力をしていきたいと思っております。

[8 番議員挙手]

○議長（若園五朗君） 松野藤四郎君。

○8番（松野藤四郎君） 6月補正の2,200万円というのは待機児童解消のための補助職員の10名分の賃金を見ておるんやね、そうでしょう。そうしたら26年度の当初予算では、すごいお金が突出しておるわけね。臨時保育士の賃金が1億9,000万から2億5,600万になっておるんやね。30日分の手当てを含めても、なおかつ補助職員は68名しかいないんですから、これは30人から40人分を見ておるといって話でいいですか。

○教育次長（高田敏朗君） もう一度お願いします。

○8番（松野藤四郎君） 26人の3月のときの当初予算の中で、臨時保育士の賃金が昨年度は1億9,000万、これが26年度は2億5,600万見ておるんやね、35%アップを見ておるんやね。この中には、先ほど説明があった26年の4月の時点では補助職員は68人しかいないと。これを不足しておるから30人か40人ふやすための賃金だと。これは待機児童とは別に考えればいいわけですね。待機児童は今回の補正予算。

○議長（若園五朗君） 高田教育次長。

○教育次長（高田敏朗君） 待機児童解消のための賃金は6月補正に出した分です。

〔8番議員挙手〕

○議長（若園五朗君） 松野藤四郎君。

○8番（松野藤四郎君） こんなところで時間をとってはいかんですけど、待機児童の中には障害児というのは多分含まれていないと思いますが、確認をします。

○議長（若園五朗君） 高田教育次長。

○教育次長（高田敏朗君） 済みません、もう一度お願いします。

○議長（若園五朗君） 松野藤四郎君。

○8番（松野藤四郎君） 待機児童27人のうちの中に障害児は含まれていませんね。

○議長（若園五朗君） 高田教育次長。

○教育次長（高田敏朗君） 現在待機児童の中で障害を判定された児童は申し込み状況からはありません。

〔8番議員挙手〕

○議長（若園五朗君） 松野藤四郎君。

○8番（松野藤四郎君） 次に行きます。

国等の施策が平成27年度からいろいろ子ども・子育て支援制度が始まっていくわけですが、この緊急集中取り組み期間における待機児童解消に向けた支援パッケージというのは5つあるわけですが、本市としてはこのパッケージをどのように有効に使って子ども・子育て支援制度に取り組んでいくのか、お答えをしたいと思います。

○議長（若園五朗君） 高田教育次長。

○教育次長（高田敏朗君） 待機児童解消に向けた支援パッケージというのは、待機児童解消加速プランと同じ内容のこととして、待機児童解消加速プランは全て民間保育士を対象としております。私立の保育所の整備、それから保育士の処遇改善等への補助でありまして、本市には該当がないということになっております。

〔8番議員挙手〕

○議長（若園五朗君） 松野藤四郎君。

○8番（松野藤四郎君） 要は、国は2年前倒して、20万人分のお子さんを保育すると。なおかつ29年度までには40万人のお子さんを預かるということを取り組んでおるわけですね。それが民間に任してあるからと、行政の言葉は。これは民間と行政が一緒になってやらんと解決できないと思うんですよ、待機児童解消は。

市長はどう思われますか知らんですけれども、瑞穂市で待機児童は平成21年か22年からずっと毎年1回はやっておるんですよ。ちっとも解消していかない。ほづみの保育所を初めとする3つの保育所をちっともやってくれないと、3歳未満児を受けていないと、それは給食の何

とかかんとかを特区にすればできると言っておるんだけど、ちっともやってこんですよ。ですから、こんなことではだめですから、民間の力をかりてやると、なおかつ、例えば瑞穂市は9つの保育所があるから、1つぐらい新しいところを委託してやらせるとか、そういうような発想に立たなあかんと思うんですよ、これからは。どんなようなものでしょうか。

○議長（若園五朗君） 堀市長。

○市長（堀 孝正君） 今、待機児童の関係で、詳細にいろいろ御質問をいただいております。

所管の教育次長のほうも、本当に範囲が広いもんですから頭の中が少しあれしておるんではないかと思っておりますが、まさに今、瑞穂市の場合は人口がふえておる、子供の数がふえていく中で、さらに未満児を預けたいという人がふえておりますから、もういちごっこのような形になっておるところでございますので、やはりもうここら辺で、今議員がおっしゃるような、どこかの施設をやはり公設民営でやっていただくような形をとらないかんです。その職員の定数管理、いろんなことを考えてまいりますと、どこまでも際限なくしていかなんというところがございます。ところが民には手厚い補助が出ますので、やはりそういった公設民営、また民営のほうに、やはりおっしゃるような形でしていかななくてはいけないといったことをつくづく感じておりまして、この議会が終わりましたら、そういった現実にやっておるところもしまして、また進出してもいいというようなところも少し聞いておりますので、そういう調査もしまして、そういう対策を早急に検討してまいりたいと、このように考えているところでございますので、よろしくお願いを申し上げまして答弁とさせていただきます。

〔8番議員挙手〕

○議長（若園五朗君） 松野藤四郎君。

○8番（松野藤四郎君） 市長さんのほうから前向きな回答をいただきました。

要は、国は平成29年度が保育ニーズのピークだと言っておるわけですね。ただ瑞穂市もその近いような数字だというふうに思いますけれども、それまでには、先ほど市長さんがおっしゃったようなことを実施に向けて確実にやっていただきたいと思うわけですが、再度答えをお願ひできればというふうに思いますが。

○議長（若園五朗君） 堀市長。

○市長（堀 孝正君） いずれにしても、先ほどお答えしましたように、しっかりと議員の御指摘があるような方向で取り組んでまいりたいということ、これまでの文教厚生委員会、3月のとき、また先般のときにも厚生委員会のほうでそのお話をしております。そんなところで、御指摘のあるように、本当にいろいろその手だては考えてまいりたいというふうに思っておりますので、よろしくお願いを申し上げて答弁といたします。

〔8番議員挙手〕

○議長（若園五朗君） 松野藤四郎君。

○8番（松野藤四郎君） 民間の力もかりてやっていくというようになりますと、定数の話はちよっとこれはやめておきます。

じゃあ、次の2番目の話になりますけど、教育委員会の委員の選任について質問をしたいと思います。

まず初めに、この地方教育行政の組織及び運営に関する法律の中の第3条、4条、5条、6条、11条について、簡潔にひとつお願いをしたいというふうに思います。

○議長（若園五朗君） 高田教育次長。

○教育次長（高田敏朗君） 法律の第3条は教育委員会の組織について、第4条、第5条は委員の任命とその任期について、第6条は委員の兼職、第11条については委員の服務についての規程になっております。

〔8番議員挙手〕

○議長（若園五朗君） 松野藤四郎君。

○8番（松野藤四郎君） 次は、常勤と非常勤の区分ですけど、これは勤務時間、あるいは勤務の内容とといいますか事業の職能の関係も出てくるかと思えますけれども、常勤と非常勤の区別はどのようになっているかということをお聞きしたいと思います。

○議長（若園五朗君） 高田教育次長。

○教育次長（高田敏朗君） 常勤と非常勤の関係につきましては、瑞穂市の職員の勤務関係の条例によって決められております。常勤は現在7時間45分ですけれども、非常勤については常勤よりも短い時間で勤務をするということになっております。

〔8番議員挙手〕

○議長（若園五朗君） 松野藤四郎君。

○8番（松野藤四郎君） 今の教育次長さんの説明と同じになるわけですけど、当市の非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の中では、常勤の勤務の時間の4分の3を超えないということですね。要は、地方公務員は例えば38時間45分の勤務があるわけですけど、これの4分の3を超えないということですから、1週間30時間程度に勤務する方は非常勤というふうに解釈をして、社会教育相談員とか教育相談員については非常勤で扱って、報酬を20万4,000円払っておるということでよろしいですかね。なっていますね。

質問する内容は、今議会の中で、議案35号は教育委員の委員の任命についてでありました。これについては、議会の同意を得なければならないということで、6月5日、議員賛成多数で可決をされておりますが、この6月5日当日、私も質問をしたわけですけども、教育長の説明では教育委員の候補が五、六名見えたそうでございます。けれども、その中からA氏を推薦してきたと。A氏は、現在、真正町の公民館の主事として平成24年12月から1日7時間、1週間35時間の勤務をする非常勤職員であるというふうに説明をされました。これは先ほど言いま

したように、常勤職員は1週間で38時間45分と言いましたね。この方は1週間で35時間です。要は4分の3を超えておるわけですね。ですから、通常としては非常勤職員ではないんですよ。

瑞穂市は30時間ということで、これは人事規則からいろんなところから見てみますと整合性がとれているわけです。本巣市は何かおかしい、解釈の仕方もあるかと思えますけれども、35時間勤めている。一般の地方公務員の勤務時間の4分の3を超えているにもかかわらず、非常勤職員として雇っている。これは法律からいきますと、どうも第6条の兼職禁止に当てはまるんじゃないか。常勤職員になる。常勤職員となった真正のA氏をこの瑞穂市の教育委員に持つてくるということは、6条に違反するというふうに私は思うわけですが、これは教育委員会はただ人選してきただけですから、副市長にお尋ねしますけれども、副市長、これはよろしいですか。兼職に違反しないかという。

○議長（若園五朗君） その前に、教育長。

○教育長（横山博信君） 今、お尋ねの件ですけれども、本巣市の嘱託員の設置及び勤務条件に関する要綱において非常勤職員として委嘱されているということは、もう御存じの話ですね。先ほど次長のほうから説明させていただきましたが、常勤は1日7時間45分というような形で、週に、議員も言われたように38時間45分を常勤とするということで、県のほうに確認をいたしました。兼職禁止の第6条は、委員は、地方公共団体の議会の議員若しくは長、地方公共団体に執行機関として置かれる委員会の委員若しくは委員又は地方公共団体の常勤の職員若しくは地方公務員法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員と兼ねることができないということでございます。これは現在の7時間勤務しているということについて、県の見解ですけれども、これは常勤の職員ではないと回答をいただいています。それから、地公法の28条の5の第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員というのは、再任用の職員を指すので、これにも当たらないというふうに回答をいただいております。以上です。

〔8番議員挙手〕

○議長（若園五朗君） 松野藤四郎君。

○8番（松野藤四郎君） 今の教育長さんの答弁ですと、県の回答では常勤の職員ではないと。これは県のどこで、確かなところで確認されているんですかね。

○議長（若園五朗君） 横山教育長。

○教育長（横山博信君） 県の教職員課教育総務のほうで確認をいたしました。

〔8番議員挙手〕

○議長（若園五朗君） 松野藤四郎君。

○8番（松野藤四郎君） じゃあ、副市長さんにお尋ねしますけれども、瑞穂市の非常勤職員というのは30時間だと、勤務が1週間。これはどこを基準にされて非常勤になっているのか。地方公務員が1週間、先ほど言いましたように、37時間45分勤めますね、その4分の3という

ことでやってきておるわけやね。教育長さんは県の職員課がそういう判断をしておりますけれども、市はどういう判断をされているか。今の社会教育相談員とか教育相談員というのは、選んだときに……。ちょっとお答えをお願いいたします。

○議長（若園五朗君） 奥田副市長。

○副市長（奥田尚道君） 今の御質問ですが、当市では常勤の職員は7時間45分が基本になっていきますので、その4分の3ということで30時間ということになっておりますが、その1週間の中で30時間ということですから、ある日は7時間勤め、ある日は5時間ということもあり得るということで、そういった変則的な形となっておりますが、一応4分の3というのを基準にしております。これはいわゆる地方公務員法となっておりますが、ただ、今の案件の教育委員の任命については、松野議員が考えられたような疑義を私らも感じまして、そこら辺を教育委員会に問いただしたところでございます。先ほど教育長のほうからも回答がありましたように、県のほうにも確認をされて、該当しないということであったので、教育委員として選任の同意を議案として求めたという経緯がございます。以上です。

〔8番議員挙手〕

○議長（若園五朗君） 松野藤四郎君。

○8番（松野藤四郎君） 教育長さんのほうが県の教育委員会のほうへ確認をされて、ですから執行部も了解したということですがけれども、各市町はどのような状況になっていきますかね、非常勤の勤務時間というのは。調べてないでしょうか。

それは別として、インターネットでちょっと調べましたんですがけれども、大阪高裁の判決が出ておるわけですね。その中で、枚方市もこの本巢市と同じように、4分の3以上の時間の勤務をさせて非常勤にしておったという。これを裁判をやったら、これは常勤だというふうになっておるわけですね。ですから非常勤だという答えが出ておるわけです。ですから、本巢市が幾ら非常勤だと言っても裁判でこう出た以上、その人をこの瑞穂市の中の教育委員会に持ってくるのがおかしいんじゃないかということを感じるわけですが、どうでしょうか。

○議長（若園五朗君） 奥田副市長。

○副市長（奥田尚道君） 人事案件で出された時点では、非常勤の本巢市の職員ということ聞いておりますので、それを前提に考えております。ですから、勤務実態が何時間だったという概念は私どもの物差しで考えておりますので、非常勤はあくまで非常勤という判断をしたと思いますね。非常勤の職員だという前提条件で、非常勤であれば常勤ではありませんので、本巢市の非常勤の職員として採用された勤務についている人であることを私たちは聞きました。それでもって、非常勤の職員であるならば、常勤ではないという判断をしたところですよ。

〔8番議員挙手〕

○議長（若園五朗君） 松野藤四郎君。

○8番（松野藤四郎君）　じゃあ、候補者五、六名の中から選定されたその人が、教育長さんから執行部へ多分、この人を任命してほしいよと来ておるわけですね。そのときに、執行部はその方について、そういった何時間勤めておるとか、どのような状況でおるとか、報酬はどうなっておるとか、そういう生活家庭のことまで聞かれてやっているのか、ただ非常勤だということではぽっと受けてやられたのか、精査していないということですよ。

○議長（若園五朗君）　奥田副市長。

○副市長（奥田尚道君）　議案に添付する履歴等ございますが、その履歴書の関係で、その人がどういう人格者であるかということが類推できるような資料として職歴等を確認します。その中で、現在は校長をやめられて、本巢市の非常勤職員であるということは確認をしておりますが、その人が幾らもらっておるとか、それからどういった経済状況であるかまでは確認はしておりません。

〔8番議員挙手〕

○議長（若園五朗君）　松野藤四郎君。

○8番（松野藤四郎君）　副市長側の答弁ですけど、教育長さんにお尋ねしますけど、そこら辺まで調べられてこの方を推薦してきたのか、確認します。

○議長（若園五朗君）　横山教育長。

○教育長（横山博信君）　同じような例がこの近隣でもございまして、ある市のそういった7時間5日間働いてみえる方が別の教育委員として採用されているということは、この近隣にもございますという話は、前にもお話をさせていただきました。

社会教育指導員というような形で公民館に勤めておっていただいている方なんですけど、県にも確認したとおり、7時間勤務するということは常勤ではないという判断でございます。

〔8番議員挙手〕

○議長（若園五朗君）　松野藤四郎君。

○8番（松野藤四郎君）　近隣の市町村で確認をされたということですけども、この裁判が出たのは多分2009年ごろだと思うんですけども、今言われたどこかで聞いたというのは、それ以前に、もうその非常勤勤務をしていたという方ですかね。

○議長（若園五朗君）　横山教育長。

○教育長（横山博信君）　現在も7時間勤務で別の町の教育委員をしてみえる方が見えます。

〔8番議員挙手〕

○議長（若園五朗君）　松野藤四郎君。

○8番（松野藤四郎君）　話がかみ合いませんけれども、私はインターネットで見た中でも、大阪高裁での枚方市事件から質問をしておるわけでありまして。要は、地方公務員の勤務時間の4分の3以上勤めている方は、常勤職員であるというふうに裁判のほうで出ておるわけですね。

ですから質問しておるわけですが、今議会はまだ日にちがございまして、この間について、教育長さん初め執行部におかれまして、調査・研究をしていただきたい。任期は7月4日までであるというふうに聞いておりますし、まだ辞令は交付されておられませんので、この間にしっかりと議論をしていただくようお願いをいたしますが、よろしいでしょうか。

○議長（若園五郎君） 横山教育長。

○教育長（横山博信君） また、相談してみます。

〔8番議員挙手〕

○議長（若園五郎君） 松野藤四郎君。

○8番（松野藤四郎君） この35号の議案については、我々議員も同意に賛成している方もお見えですので責任があるかと思えますけれども、要は、この案件について出してきた執行部並びに教育委員会側でよく精査をしていただく。今の教育長さんのお答えですと、余り語尾がしっかり聞き取れませんでしたので、再確認をしますけれども、しっかりと調査・研究してやっていただけるか、確認をいたします。どうでしょうか。

○議長（若園五郎君） 横山教育長。

○教育長（横山博信君） 大阪高裁の判決がどういった内容について、それは常勤と同じであるという判断が出たかということも含めて研究をする必要があると思えますけれども、現時点では常勤ではないという判断を聞いているということを繰り返ししゃべっておりますが、これは非常勤ではないという話ではなくて、現在の7時間勤務している者は常勤ではないと、その立場的に、そういうことをお答えしているわけでございます。

〔8番議員挙手〕

○議長（若園五郎君） 松野藤四郎君。

○8番（松野藤四郎君） ちょっと前向きな話じゃないんですけれども、人事院規則の15 - 15によれば、非常勤職員の勤務時間は常勤職員の1週間当たりの勤務時間の4分の3を超えない範囲内と言っておるわけですね。そこをちょっと尊重してくださいよ。

次は、夏の暑さ対策について質問をいたします。

これは、平成22年12月に第1回目の暑さ対策について、私は質問をいたしました。そのときには、学校側、あるいは保育園等については、全部の学校ではございませんけれども、一部について、水筒持参をして30度、35度以上の連続35日間、これをしのいできたということでありまして。けれども、そのときにはもう本巢市や笠松町、各務原市、岐南町はエアコンがついておるんですね。

それから、25年6月にもエアコンについて質問しました。費用がかさむから基金をつくってやったらどうでしょうかと言っておりましたところ、市長さんのほうからは、今のところすぐやるということは考えていないというふうに6月に答弁をされて、その3カ月もたたないうち

に、9月にエアコンを導入すると言っておるわけです。これはこれで、子供の暑さ対策をしのごうわけですが、午前中に広瀬捨男同僚議員からもエアコンについての質問をしております。今年度、26年度に調査・設計をして27、28年に分けて小・中学校を整備するというごうでございますけれども、ある会合の中で、父兄さんからお話を受け賜りました。何で子供について、そんな差別をつけて2年もかけてやるんだと。まして中学生については、来年以降、受験の対策で大変だと言っておるときに、夏にエアコンのない中で勉強できるかという話もございますし、子供たちというのは暑さに対してやっぱり順応性というのは劣るわけですね。ですから2年もかけてエアコンをつけるんじゃないかと、思い切って来年、27年度に3中学と7つの小学校と全部やってしまうというくらい意気込みでやらないかと思うんですね。要は、私が22年に質問しておるときに国に対して手を挙げていけば、瑞穂市もこうやりたいんだ、ほかの市町村もやっていたから、うちも絶対にこれをやらないかんと、子供への暑さ対策をしないかんと、もう26年度、今年度ついておるんですよ。岐阜市も昨年手挙げて、もうこれからやるんですよ。そういうふうで早目早目にやはりやっていかんと、よその町を見ておって、ぼつぼつやり出したなあ、これはやらないかんと、ということではなくて、子供は大事ですよ。大人は暑さ対策にはある程度なれていますけど。年齢も行っていきますから、経験しております。けれども、子供というのは非常に弱いところを持っておるわけですから、2年にわたらずに、27年度、全校一斉に取りつけいただくようお願いをしたいんですが、これは企画になるのか、財政もありますけれども、教育次長からも御答弁を願いたいと思います。

○議長（若園五郎君） 高田教育次長。

○教育次長（高田敏朗君） 午前中の広瀬議員の質問の中でも答弁させていただきましたように、27年と28年ぐらいで進めたいということで、議会にお諮りしたいということを思っております。

〔8番議員挙手〕

○議長（若園五郎君） 松野藤四郎君。

○8番（松野藤四郎君） 教育次長は2年にわたって整備をします。当初の計画どおりね。

○議長（若園五郎君） 高田教育次長。

○教育次長（高田敏朗君） 当初は3年計画でした。小学校を2つに分けて27、28で、中学校を29年で、それを午前中の広瀬議員が小学校全部を27年に、中学校を28年にという質問でございましたので、それについて検討したいということです。

〔8番議員挙手〕

○議長（若園五郎君） 松野藤四郎君。

○8番（松野藤四郎君） これは私のほうの間違いです。29年度までの3年間にわたって、一番最後に中学校が入っているんだね。これを27、28年度にやると。お金的に幾ら違いますかね。

全部で6億とか7億と言いましたね。一遍にやりゃいいんですよ。なぜ2回に分けてやるの。同じように子供を扱ってやればいいんですよ。何であそこの学校だけやって、こっちは何でやらない。そんなことをやるの。次長、どうですか。

○議長（若園五朗君） 高田教育次長。

○教育次長（高田敏朗君） 全部やればいいんですが、財政的な面もありますので、財政課との協議をした中で、そういうふうに進めたいということですので、私のほうとしては財政的な面を考慮しないと何とも言えないということですので、御理解願いたいと思います。

〔8番議員挙手〕

○議長（若園五朗君） 松野藤四郎君。

○8番（松野藤四郎君） 次長さんはお子さんは小学校、中学校等に行っていないというふうに思いますけれども、子供を持つ親としては、やはりそういった健全な環境の場所で授業をさせたいのが通常だと思います。財政のお話をされましたんですけれども、企画部長に再度質問しますけれども、総額で6億円ですよ、例えば。その中で、3億、3億というと単純にやりますと、何とかなるんじゃないですか。一遍にやったってどうもないんでしょう。どうですか。副市長どうやね。ここは思い切ってちゃんとやらないかんですよ。

○議長（若園五朗君） 奥田副市長。

○副市長（奥田尚道君） 実は、小学校を2カ年に分けることに対して、さまざまな父兄様からの御意見もいただいております。どうして同じ小学校でありながら分けるとか。そこら辺を配慮しなきゃいけないということで、これは国庫補助がつく可能性があるんですね。3割補助です。ですからそういった補助金もいただかないと、なかなか財政運営も厳しい中で、確保できる補助金については確保したいという思いでやっておったわけですが、それで、当初の財政計画では他の大規模改修とか牛牧小学校の増築等もございますので、そういった関連の中でエアコン事業も捉えてやっておったわけでございますけれども、先ほど来おっしゃってみえますように、子供の身体の問題にも絡んできますので、少しでも前倒しできないかということで、県のほうにも既に申請が出されておったものを変更できないかということで、行ってきました。そうしましたら、既に27年の国庫補助事業の申請を締め切りのタイミングが実際6月10日で締め切りだったんですけれども、何とかそこを直してもらって、27年度に小学校だけでもできるような形に持ってきたわけですが、そこら辺について、今までお話ししてきた状況とちよっと異なってきますので、本日、文教厚生委員会を開いていただいて、そこでお話をさせていただいて、経緯等御説明申し上げまして進めていきたいなというふうに思っておりますが、背景には財政運営上、やはり子供の安全性ということでは必要な事業ではございますけれども、かといって、ほかの事業も絡んでおりますので、そこら辺との絡みでそういったことになっておりますので、御理解いただきたいと思います。

[8 番議員挙手]

○議長（若園五朗君） 松野藤四郎君。

○8番（松野藤四郎君） 27年度の締め切りが終わっているというお話でございますけれども、首長さん初め議会の議長も、そして県議会議員もおるわけですけれども、そういった方が県庁のほうへ出向いてやってこないかんですよ。せっかく見えるんだから。国のよい施策ですから、お金をもらえるような方向でやらないかんです。そして、このエアコンについては、もっと早くから手を挙げないかんですよ。今ごろになって手を挙げておってはだめですよ。考え方が遅いんですよ。22年に僕が質問しておるんですよ。水筒を持って来やあいよということをおっしゃっておるんですね。よその本巢なんかはついておるんですよ。笠松もついておるんですよ、小・中学校。岐南町もついておるんです。もう少し子供に対する温かい目を持っていただきたい。もちろん市民全体の話ですけれども、特にこの暑さ対策というのは、子供に目を向けてやっていくのが当然ではないかというふうに思っております。

以上をもちまして、民主党瑞穂会の松野藤四郎の一般質問を終わります。

本日はたくさんの方に傍聴に来ていただきまして、ありがとうございました。終わります。

○議長（若園五朗君） 8番 松野藤四郎君の質問を終わります。

個人質問は終わりです。

散会の宣告

○議長（若園五朗君） 以上で、本日に予定しておりました一般質問は全部終了しました。

本日はこれで散会します。

散会 午後3時21分